# 第一章 幕藩体制の成立と村落支配

## 第一節 領主支配とその構造

家康の内意は秀頼が江戸に住むか、淀君を江戸へ入質に出すか、大坂城を明け渡して他へ移るかの三つに一 成した京都方広寺(現京都市東山区)の梵鐘の銘に「国家安康」の字句があったため、「これは家康の名を二つ 対して寺社の再建・修復・寄進をさかんに勧めていた。その一環として慶長十九(一六一四)年四月再建が完 決意した。そのあらわれが方広寺鐘銘事件である。これより先、家康は豊臣氏の財力をそぐために、秀頼に る。このため、八月には工事の総奉行片桐且元(炭木城主)が弁解のために駿府に下った。且元は帰坂して、 に切って呪うものだ」とのいいがかりをつけ、五月大仏殿上棟供養の延期を命じて大坂方を追及したのであ 何ごとにも「急ぐべからず」とするかれであったが、ついに無理押しをしてでも豊臣勢力を一掃することを を中心になお豊臣政権回復を願望する勢力が存在する以上、なかなか落ち瘡けるものではなかった。そこで 大 坂の陣 関ケ原合戦の勝利で全国統一者の地位についた徳川 家 康 は、三年後の慶長八(一六〇三)年 二月、その地位を合法化する宿望の将軍宜下をうけて江戸に幕府を開いた。しかし、西日本

畿 内 支 配 家康の異母弟にあたる内藤紀伊守信正が近江長浜徳 川 氏 の 大坂の陣直後の元和元(一六一五)年 閏六月には、

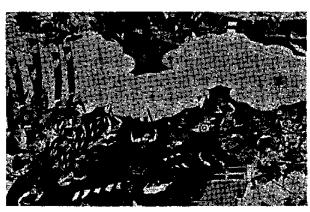
よび西国支配の重要な役割を演じた。

歩ともいえる。その後の高槻城主の変遷をみれば、幕府が高槻の地をいかに重視していたかがわかる(次節

の高槻入府は幕府の畿内鎮撫の重責をになったものとみられ、畿内における徳川幕藩体制確立のための第

城から高槻に移り、高槻城主となった。信正はやがて伏見城代、ついで大坂城代となった重臣であり、

かれ



写1 大坂夏の陣図屛風〔部分〕 (大阪城天守閣所蔵

つを選ぶことだと報告したので、強行派の大野治長らは且元が家

参照)

重宗・永井直清の所領にあて行われた村むらが多かった。 伏見奉行小堀政一を加えた八人衆による民政の合議体制ができあがった。このうちでも所司代板倉重宗と永 は曽我古祐が大坂西町奉行に、五味豊直が京都町奉行に補せられ、すでに畿内にいた京都所司代板倉重宗、GWAR 代大名で家光側近であった永井尚政・直清兄弟が、それぞれ淀(現京都市伏見区)と勝龍寺(現京都府長岡京市)(株本) (本本) (本本) 行われているのもその一環である[近世111]。寛永十(一六三三) 年には、関ケ原戦後あらたに創出された譜 井兄弟の地位はとくに高かったと思われる[報尾直弘[近世封夔]。このころ高槻地方では、高槻藩領を除き 板倉 へ転封されて淀川の両岸をかためた。そして同年久貝正俊が大坂東町奉行に、石河勝政が堺奉行に、翌年にへ転封されて淀川の両岸をかためた。そして同年久京はませた。 いが、これらの領主の主要な任務は慶長期の豊臣的な残滓を整理することにあった。この期に各地で検地が **元和から寛永中期(一六一五~三三年ころ)にかけては幕府の畿内支配の過渡期で領主の変遷はめまぐ る** 

直清が高槻藩主となり、その後寛文期までに江戸時代を通じての領主(大名・旗本)がほぼ確定された。 た結果、新体制に照応した機構整備が行われたものといえる。高槻地方で は 慶 安二 (一六四九) 年には永井 た畿内・西国支配の新しい段階に移った[調上]。いいかえれば、徳川幕府の畿内支配が体制的にでき あがっ この体制は寛文期を境に転換し、京都所司代の指揮権と永井尚政の独自の地位が消えて、大坂を中心とし

ハ替もの、 領主の変遷 百姓ハ末代其所の名田を便とするものに候」と述べている。畿内地域の所領配置は、一般的には 高 太閤検地によって兵農分離が達成され、江戸時代には農民は土地に結びつけられたが、 はたてまえとしていつでも改易・転封されるものであった。有名な『慶安御触書』も「地頭

近世の高槻

ч

在しているとはいえない。 旗本の一時的領地に供された天領にかぎられ、全体として所領もさほど交錯・散 めまぐるしい領主交替があったのは慶安~寛文期までと、その後でも役職大名・ 槻地方では、以下にみるように慶安~寛文期に幕末まで続く領主がほぼ決まり、 領主の交替が激しく、所領が交錯・散在しているという特徴を持っているが、高

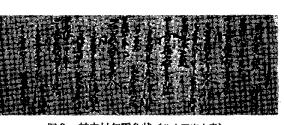
料にもとづく村高である。 あとに旧丹波(樫田)区域をつけた。村高はとくにことわらない か ぎ り 天 保 旧摂津区域については井上正雄著『大阪府全志』に記載されている順序により、 (一八三四)年の『摂津国郷帳』[南所蔵]によるが、旧丹波区域については 地 方 史 それでは江戸時代の高槻地域各村の領主の変遷をたどってみよう。村の順は、 五

神内村 元和元(一六一五)年高槻城主内藤信正の領地となり、同三年土岐定義、 同五年松平家信、寛永十二 (一六三五) 年いったん天領となって翌年岡部宜勝、 同十七年松平康信、慶安二(一六四九)年には天領となったが、 寛文二(一六六

二)年高槻藩が多田銀山(現兵庫県川西市)周辺 に持っていた領地を銀山御用地として召し上げられた替地 高は一三〇石五斗一升二合であり[タンネササ]、幕末まで変化はない。 として高槻藩永井直清に与えられ[元世[]]以後永井氏の支配が幕末まで続いた。享保八(一七三三)年の村

前代かちの鳥丸家の領地と思われ、江戸時代に入っても鳥丸家の支配は変らなかった。 村高は一一

井尻村



上牧村(三領主の入り組みであった。 村高八三六石九斗三升二合のうち 三三五石一斗六升五合の支配は井尻 文十 (一六七〇) 年 京都 所 司代に就 任 し た 永井尚庸に与えられた。この永井家は、その後下 野 鳥 山 城 ない4 光宣の領地として認められていた[中世五[二]・五二]。また、三七一石九斗一升一合は元和七(一六二一) 升六合は寛文三年天領から旗本鈴木重泰の支配に転じ幕末まで続いた。ほかに上牧村新田という天領があ て幕末まで続くが、この上牧村の一部支配はそのまま変らなかった。さらに、村髙のうち一二九石八斗五 主、播磨赤穂城主、信濃飯山城主、武蔵岩槻城主と転々とし、宝暦六 (一七五六) 年 美 濃 加 納城主となっ 年より京都所司代板倉周防守重宗の領地となったが、明暦二(一六五六)年いったん天領となったのち、寛 村と同じ烏丸家であった。おそらく上牧そのものが前代からの烏丸家領で、信長政権のもとでも大納言烏丸 って幕末に高槻藩に預けられた史料も散見するが[jjmu]、高については不明である。

村高は一六八石二斗三升九合で、領主は井尻村と同じである。

場合と同様と思われるが不明である。また、その後に開かれた新田高三石五斗四升七合があったが、これ として寛文二年に永井直清に与えられ[元世[1]、幕末まで高槻藩領であった。それ以前はおそらく神内村の

梶原村 先述の神内村の一部と同じく、村高六五八石五升八合と新田高四石六斗四升四合が多田銀山領 替地

は天領となり、幕末に高槻藩に預けられた。

寛永十七(一六四〇)年松平康信に与えられて高槻藩領となり、慶安二(一六四九)年には永井 直 清にひき 前代より鳥丸家の領地であったと思われるが、村高七〇石八斗四升六合のうち三八石七升九 合 は、

があったが、これは天領となって代官が支配し、 幕末に髙槻藩に預けられた。 いた。また、別に鵜殿嶋新田九六石五斗七升五合 が引き続き烏丸家領として認められ、幕末まで続 つがれて幕末まで続き、残り三二石七斗六升のみ

前島村 元和元(一六一五)年高槻城主内藤信正の領 斗八升が蔵嶋御用地として召し上げられ [jtt] 十二(一六三五)年いったん天領となって 翌 年岡 地となり、同三年土岐定義、同五年松平家信、寛永 に後掲東天川・大塚・冠各村とあわせて一一三石二 を超えていたようであるが、承応元(一六五二)年 る典型的な高槻藩領である。当初村高は三〇〇石 に永井直清に与えられ、同氏世襲して幕末にいた 部宜勝、同十七年松平康信、慶安二(一六四九)年

受け取っている。また、ほかに一二石一斗七升七合の新田が開発され、それは天領となったが幕末には高

石七斗一升四合となった。召し上げられた高の替地として高槻藩は現莢木市域の村むらでほぼ見合う高

さらに貞享四(一六八七)年淀川堤防修復のため二石九斗一升三合分をけずられたため[垣]、村高は二九六



浜(「競川両岸一覧」より)

槻藩に預けられた。

東天川村(村高は寛永十七(一六四〇)年の 年 貢 免状では六八三石 三 斗 八 升 五 合 であったが、同二十一年 御用地を醵出しているが[元世口]、年 貢 免 状でみるかぎりはその時点での村高の滅少はない[森田家]。領主 [文譬 ]、後期の天保五(一八三四)年には六五四石七斗六升と微増している。前島村と同様承応元年[蔡世家]、後期の天保五(一八三四)年には六五四石七斗六升と微増している。前島村と同様承応元年 には六六七石一斗九升九合、正保三(一六四六)年より以後中期にかけてはずっと六 五 三 石 八 斗 八 升

西天川村 村高は七五一石六斗五升で、領主は前島村と同じである。は前島村に同じ。なお、新田については中小路村の項参照。

中小路村(領主・由来は野中村に同じ。 村高は享和三(一八〇三)年の年貢免状で四九七石一斗三升七合とな 野中村「もとは中小路・辻子・土橋・西冠の各村と同じ一つの村で、はじめ川辺村、のち冠村と称していた。 年残りが辻子村となった。いずれも高槻藩領である。野中村の村高は六九二石五斗三升七合であった。 元(一六八一)年 土 橋 村 が分村、貞享二(一六八五)年 野 中 村と中小路村が分離独立、元禄九(一六九六) 領主は前島村と同じで、永 井 氏 の 支配となってより 寛 文 七 (一六六七) 年 まず 西 冠 村 が 分 村、天 和

二)年に、前島村と同様敼嶋御用地を醵出しているが、地理的にみてこれは中小路に相当する部分だった と思われる。ほかに冠・天川新田というのがあって中小路村と東天川村に属していた。石高は三八石六斗 四升七合あったが、どちらの村にどれだけ所属していたかは不明であるので便宜上ここに入れる。この新 っており、幕末まで変化はない[家文書]。まだ冠村として前記五カ村が一本の時期である 承 応元(! 六五

田部分は天領となり、幕末には高槻藩に預けられた。

九升五合であった。 西冠村 領主・由来は野中村に同じ。 村高は三一四石六斗

八升七合であった。 - 「横村)領主・由来は野中村に同じ。 村高は二九四石玉斗

辻子村 領主・由来は野中村に同じ。 村高は四九三石三斗

一升一合であった。

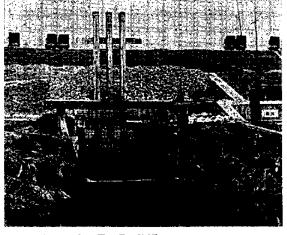
る一九石四斗一升四合は新田で天領となり、幕末には高升四合の領主は大塚村と同じく高槻藩領であったが、残ある。村高三七八石八斗三升八合のうち三五九石四斗二(一六一七)年分れて大塚町と称した。大塚村の 枝 郷 で大塚町 もとは次項の大塚村のうちで あっ たが、元和三

大塚村(村髙九九八石三斗八升九合のうちの大部分に あた る九八八石六斗五升三合の領主は前島村と同じ経過をたどった高槻藩領である。残る九石七斗三升六合は

新田で天領となっていたが、幕末には高槻藩に預けられた。ほかに一二石一斗三升の蒑嶋があったが、寛

槻藩に預けられた。

大塚・前島・東天川・冠各村合わせて一一二石二斗八升が葭嶋御用地として召し上げられているが、日野 文五(一六六五)年より日野家の所領となり〔[袁文朱印賀]、幕末まで続いた。 承応元(一六五二)年に



写4 大正頃の番田惣樋(小谷太一氏提供)

家に与えられた菔嶋がそのうちであったかどうかはわからない。

署田村(もと大塚村のうちであったが、正保三 (一大四大) 年に分れて番田村と称した 大 塚 村 の 枝 郷 で あ

る。領主は大塚村に同じ。村高は五九石六合であった。

野田村(文禄三(一五九四)年の太閤検地までは東天川村のうちに含まれていたが〔巻七九四~九七、八〇七~一五野田村(文禄三(一五九四)年の太閤検地までは東天川村のうちに含まれていたが〔巻七九四~九四、七

下田部村(領主は前島村に同じ。村高は三九一石五斗三升であった。

ジー】、江戸時代には独立した一村となった。領主は前島村に同じ。村高は七七七石八斗九升であった。

川久保村「領主は慶安二 (一六四九) 年以降高槻藩永井氏であるが、 それ以前についても前島村と 同 様で あ

ろう。村髙は七七石九斗一升であった。

成合材「村高三一九石九斗六升九合のうち二八五石六斗三升九合は前島村と同じ高槻藩領であったが、 えているので[第三巻、七一五ページ]、それがそのまま徳川幕府によって認められたものであろう。 とも幕末まで続いた。これより先、慶長七(一六〇二)年に豊臣秀頼が金龍寺に対し三四石余の朱印状を与 三四石三斗三升は幕初より同村の金龍寺の寺領として認められたものとみられる[『言文集印留下、]。 両者

で、高は「三拾石」となっている。天保八(I ハ三七)年の『郡秘録』[jij七 ]によれば、高槻藩の他領入り組みの覚と 金龍寺あて朱印状は、元和三 (一六一七) 年、寛永十三 (一六三大) 年に続いて、寛文五 (一六六五) 年に出されたもの

となっていて、天保五(1八三四)年の郷帳の「三一九石九斗六升九合」に合わない。井上正雄『大阪府全志』に あげ る成合村の村高は天保の郷帳に合致するので、同書がいう金龍寺領「三四石三斗三升」の象をとった。 して成合村の項に「外=三拾石、金龍寺」とあって朱印高と合致するが、成合村の総村高が「三百拾五石六斗三升九合」

別所村 は高槻藩領となっており、幕末まで変らなかった。 に別所村も含まれているので[元世口]、遅くともその時 まで に 槻蕃領で あっ た。貞享元(一六八四)年の高槻藩所領朱印目録 高は一三六石九斗八升であるが、そのうち二石八斗八升分は高 川氏に服属し、そのまま領有を認められて幕末まで続いた。村

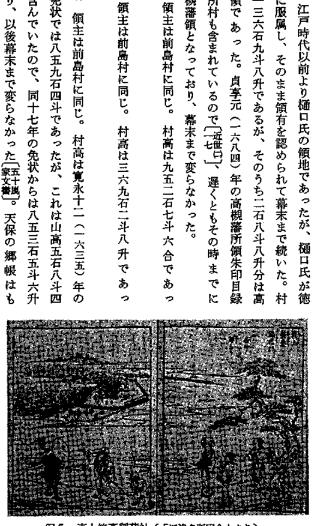
安満村 領主は前島村に同じ。 村高は九五二石七斗 六 合で あっ

古曽部村 領主は前島村に同じ。村高は寛永十二(一六三五)年の た。 となり、以後幕末まで変らなかった[素大書]。 天保の 郷 帳 はも 升を含んでいたので、同十七年の免状からは八五三石五斗六升 年貢免状では八五九石四斗であったが、これは山高五石八斗四 領主は前島村に同じ。 村高は三六九石二斗八 升 で あっ

で変化はなかった[有主]。ほかに山高二石二斗四升があり[后]、 天保の郷帳では両者を合わせた六三〇石

領主は前島村に同じ。村髙は延宝元(一六七三)年の年寅免状で六二八石二斗六升あり、以後幕末ま

との八五九石四斗の高を記載している。



真上笠森稲荷社(「摂津名所図会」より)

12

服部村 ずれにせよ、宮の川原・塚脇・浦堂・大蔵寺・西の河原の五邑を含む大村であった。 合わせて一、五〇六石五斗七升八合になるが、天保五年の郷帳では一、五三〇石八斗九升六合とある。い れば村高は一、二四八石一斗九升五合で、ほかに新田高が二五八石三斗八升三合もあった[奏腕清水]。両者 に与えられた。その後は上牧村の加納 藩 領 と 同 じ で あ る。村高は文禄三(一五九四)年の太閤検地では えられ、寛文八(一六六八)年 親 成 の 所司代辞任とともにまた天 領 に 復 し、同十年京都所司代永井尚庸祭84 一、一七○石九斗六升であったが[セー|゚ロ]、 その後新田開発が進み、 天保三 (一八三三) 年の年貢免状によ (一六四九) 年 直清 が 高 槻 藩 主 になると天領に復した。明暦二 (一六五六) 年 京 都 所 司代牧野親成に与 幕初は天領であったが、寛永十 (一六三三) 年山城勝龍寺城主永井 直清 の 領地 となり、慶 安二

萩谷村 であるが浄国寺領となっている(浄国寺については六○ページの注\*参照)。 も慶安二(一六四九)年永井直清の斡旋で朱印地として認められた[沅世口]。 さらに四石二斗は年代が 不 明 められた[總安寺文書]。また、一一石二斗五升七合は同村神祭山寺領、 五石三斗二合は本山寺領で、いずれめられた[妙心寺文書]。また、一一石二斗五升七合は同村神祭山寺領、 五石三斗二合は本山寺領で、いずれ は妙心寺領で、秀吉によって寄進され[lthli]、元和元 (一六二五) 年京都所司代によって朱印地とし て 認 、ネメホクシ症世ロニト、]。 残る一五九石九斗二升五合は寺領で、そのうち九六石二斗二升四合は龍安寺領、四三石近世144=巨九、]。 残る一五九石九斗二升五合は寺領で、そのうち九六石二斗二升四合は龍安寺領、四三石 村「村高八二二石一斗一升一合のうち六六二石一斗八升七合は服部村と同じ 領主 の変遷 をた どっ 領主は服部村と同じで加納藩領である。村高は一一八石四斗九升であった。

13

当初は天領であったと思われるが、元和七(一六二一)年より京都所司代板倉重宗の 領 地 と な り、

御用地の替地として高槻藩永井直清に与えられ、以後永井氏の領地として幕末まで続いた。村高は九五石 明暦二 (一六五六) 年いったん天領に復したのち、寛文二 (一六六二) 年には神内村の場合と同様 多 田銀山

八斗二升四合であった。

|室村||領主は塚原村に同じ。村高は三〇一石三斗六升九合であった。|

宿名村 - 江戸時代を通じて天領であり代官が支配したが、京都所司代・大坂城代・定番などの役知として し 年にいったん天領代官支配に復したが、 同 年 ふたたび高槻藩に預けられて幕末にいたった[護東京大学史料 ばしば利用されたと 思われる。文化七 (一八一〇) 年には高槻藩に預けられ[wet]、 天保十四 (一八四三) #家文書』]。 村高は五○石四升八合である。編纂所[永]。 村高は五○石四升八合である。

**氷室村 寛永七 (一六三〇) 年には京都所司代板倉重宗の領地 であり、寛文二 (一六六二) 年多 田 銀 山御 用** あったと思われる。村髙は五〇八石七斗七升九合であった。 地の替地として髙槻藩に与えられてよりは塚原村と同じである。おそらくそれ以前も塚原村と同じ領主で

岡本村 幕初は天領であった と思われるが、万治二 (一六五九) 年旗本小田切須猶に与えられ、同氏世襲し て幕末にいたった。村髙は八九石七斗七升である。

奈佐原村(宿名村と同じく天領であったが、元和七(一六二一)年 より 京 都 所 司 代 板 倉 周防守重宗領、 元禄六 (一六九三) 年乗成の領地は常陸国へ移され、奈佐原村も同年大坂定番となった松平上 野 介 正 勝 の より同じく松平縫殿頭乗次の所領となった。同四年乗次が大坂で死去したため子乗成が遺領をついだが、 暦二(一六五六)年天領に復し、寛文六(一六六六)年より大坂定番米津出羽守田盛、貞享元(一六八四)年

より京都所司代板倉重宗の領地、

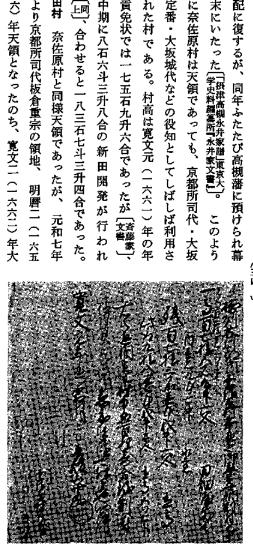
奈佐原村と同様天領であったが、

**黄免状では一七五石九升六合であったが [斉藤家]、** 定番・大坂城代などの役知としてしばしば利用さ 末にいたった[学史料編纂所『永井家文書』] 配に復するが、同年ふたたび高槻藩に預けられ幕 て死去、かわって松平正勝の子式部少輔正友が大坂定番となり、奈佐原村も領有した。正友は正徳 元(一 れた村 で あ る。村高は寛文元 (一六六一) 年の年 に奈佐原村は天領であっても、京都所司代・大坂 たが、文化六(一八〇九)年高槻藩に預けられた[三四二]。天保十四(一八四三)年にいったん天領代官 支 資晴に与えられた。資晴が元文五(一七四〇)年死去するとまた天領に復し、しばらくは徳川代官が支配し 七一一) 年に 死 去 し、奈佐原村も天領に 復 し た が、享保十九(一七三四)年大坂城代となった太田備中守 このよう

領地をもとの摂津・河内・丹波にもどされ、奈佐原村もそれに含まれていた。乗成は同十六年に大坂にお

しかし翌年正勝は大坂において死去、同年さきの松平乗成が大坂定番に就任し、常陸国の

所領となった。



奈佐原村年賈免状(斉藤家文郡) 写6

石一斗八升五合であった。

地、同四年大坂城代松平因幡守信興の領地、元禄三(一六九〇)年信興が京都所司代に転任するとともに天地、同四年大坂城代松平因幡守信興の領地、元禄三(一六九〇)年信興が京都所司代に転任するとともに天 可能性が強い。貞享元(一六八四)年大坂城代土屋相模守政直の領地、同二年大坂城代内藤大和守重頼の領 坂城代青山因幡守宗俊の領地、延宝六(一六七八)年以降しばらくは不明であるが、大坂城代役知であった 領となったと思われる。文化六 (一八〇九) 年高槻藩に預けられてよりは奈佐原村に同じ。 村高は五五五

霊仙寺村(はじめ同村霊仙寺の寺 領で あったが[五参考]、元和元(一六一五)年には 天領となってお 赤大路村「幕初は京都所司代板倉重宗領であったが、いったん天 領と なり、万治三(一六六〇)年 旗 本松下 彦兵衛房利の知行地となり、同氏が世襲して幕末にいたった。村高は二七八石二斗六升一合である。 [IOセ]、明暦二(一六五六)年京都所司代牧野親成に与えられてより服部村と同じで、のち加納藩領 と な[近世1]、明暦二(一六五六)年京都所司代牧野親成に与えられてより服部村と同じで、のち加納藩領 と な ŋ

芥川村 領主は前島村に同じ。村髙は一、二八六石二斗であった。

った。村高は三一石九斗七升六合の小村である。

都家村(当初は天領と思われるが、 元和七(一六二一)年京都所司代板倉重宗の領地となり、 明暦二(一六五 高槻村 中心は高槻城の城下町で武家屋敷・町人町が建ち並んでいたが、 村方も含まれ、村高は九六三石九 斗八升五合であった。面積五九町八反七畝二三歩のうち二二町七反九畝二三歩、高にして三八七石五斗五 田切須猶に、三〇〇石が旗本本間季重に与えられ、旗本二家の入り組みのまま幕末まで両氏が世襲した。 升九合分は城地と武家屋敷であった[j+t]。支配はもちろん前島村と同じく高槻藩領である。 六) 年いったん天領に復し、万治元 (一六五八) 年村高八四八石二斗四升のうち五四八石二斗四升が旅本小

上田部村 領主は前島村に同じ。村高は七二一石九斗四升六合であった。

領主は前島村に同じ。村高は六九六石八升であった。

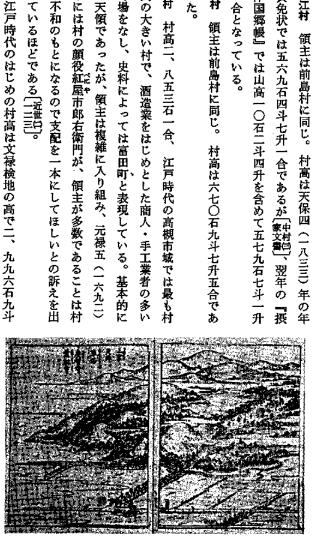
西五百住村 領主は神内村に同じ。村高は六一四石七斗六升二合であった。

津之江村

津国郷帳』では山高一○石二斗四升を含めて五七九石七斗一升 寅免状では五六九石四斗七升一合であるが[\*\*文書]、翌年の『摂 一合となっている。

芝生村 領主は前島村に同じ。 村高は六七〇石九斗七升五合であ

當田村 年には村の顔役紅屋市郎右衛門が、領主が多数であることは村 中不和のもとになるので支配を一本にしてほしいとの訴えを出 は天領であったが、領主は複雑に入り組み、元禄五(一六九三) 町場をなし、史料によっては富田町と表現している。基本的に しているほどである[二||||]。 髙の大きい村で、酒造業をはじめとした商人・手工業者の多い 村高二、八五三石一合、 江戸時代の高槻市城では最も村



与えられ、残余八五七石七斗二升五合の地は天領に復し代官長谷川六兵衛安定が支配した。従来の天領は 藤氏の領地が信濃へ移され、その跡地のうち一、四九二石九斗二升二合のみが大坂城代土岐伊予守頼殷に 四五三石三斗三合の地は引き続き天領で、代官万年長十郎頼治が支配していた。元禄四(一六九一)年に内本の三石三斗三合の地は引き続き天領で、代官万年長十郎頼治が支配していた。元禄四(一六九一)年に内 享二 (一六八五) 年正道退任にともない、今度は大坂城代に就任した内藤大和守重頼に与えられた。 残余の 三四三石六斗四升七合の地は天和元(一六八一)年京都所司代稲葉丹後守正道(のち正往)に与えられ、 貞 四九) 年かれが高槻藩主になるとともに天領に復し、 しばらくの間は徳川代官が支配した。 このうち二、 官が 支配 した。寛永十(一六三三)年からは山城勝龍寺に配された永井直清の領地となり、 慶安二(一六 を除く二、七九六石九斗五升は高槻城主新庄駿河守直頼の領地であったが、関ケ原合戦後天領となって代 が寺領であったが、いずれも実際には妙心寺派龍安寺の末寺である地元の普門寺にあてられていた。寺領 五升[近世()]、そのうち二五石二斗六升は妙心寺領、一七四石七斗四升は龍安寺領で、合わせて二〇〇石 万年氏が支配していたので、富田村の代官は同じ時に二人もいたことになる。

年から実施されたが、表一のようにどの領主の領有地も古検 (文禄検地) 高より減少した。やがて 天 領 の うち三四石五斗分は宝永二(一七○五)年高槻藩(永井日向守直達)に与えられた。 これは高槻藩 が 摂 津 国 検地しており、富田村は二、八五三石二斗一升に村高を減じた[ユロザ|]。この新検高は元禄四(一六九一) 住吉郡七道村(現大阪市住吉区)で持っていた領地の一部を大和川付替工事のため提供したのでその代償地 として与えられたもので[j世世]、この分は幕末にいたるまで高槻藩領で あっ た。さらに同五年には天領 これより先、延宝五(一六七七)年 に は、足 崎藩 主青山大膳亮幸利が幕府の命令でこのあたりの天領を

弌信に与えられ、享保五(一七二〇)年同氏の所領が越後に移されると4000 'n 〇)年資晴の死去にともなって同氏の所領はもとの上野 国 へ も ど さ すると、 富田村の天領すべてが同氏の所領となった。 元文五 (一七四 忠囿の死去にともない戸田氏の所領が下野へ移されたため、富田村の 八合の地は正徳三年大坂定番となった松平大蔵少輔勝以にひきつがれ 代土岐頼殷の領地は同二年の城代の交替にともない新城代内籐紀伊守 年内藤氏の摂・河両国の領地は信濃へ移され、富田村の内藤氏の支配 のうち四九一石四斗六升五合の地が大坂定番内藤式部少輔正友に与え 戸田氏領も天領に復した。同十九年太田備中守資晴が大坂城代に就任 十年新たに定番となった戸田大隅守忠園にひきつがれたが、同十七年 たが、残る一〇八石一斗五升九合は天領に復した。松平勝以領は享保 天韻に復した。また定番水野忠位の所領のうち一、〇九〇石四斗五升 たに大坂定番となった水野肥前守忠位に与 えら れ た。一方、大坂城 地と代官支配の天領を合わせて一、一九八石六斗一升七合の地が、新 高槻藩主と五種類の領主がいたことになる[元世4]。正徳元(一七一二) られ、この時点では富田村一村に寺院・大坂城代・大坂定番・代官 富田村の太田氏領は天領に復した。それよりしばらく徳川代官の

表1 富田村の古検・新検高の比較

領 主 別	古 検	高 新 検 高
龍安寺領	五 174. 7	40 169.749
妙心寺領	25. 2	60 24.532
代官長谷川安定支配地	850.7	25 811.671
代官万年頓治支配地	453. 3	03 421.651
土餃額股知行地	1, 492. 9	22 1, 425. 603
計	2, 996. 9	50 2, 853, 210

注) 近世口36による。

新たに天領に組み入れられ、そのまま高槻藩に預けられたことも考えられる。そうとすれば天保の郷帳の 七石九斗四升三合となっており[カセサビ]、いずれも五七石四斗七升五合の誤 差 が あ る。寛政のころ新田が 村高二、九二〇石六斗五升一合となっており、また寛政期の高槻藩預所高は別の史料によれば、二、二九 また高槻藩預け地となり幕 末にいたった[『摂準高槻永井家文書』] したがって幕末の富 田村 は、高槻藩領 藩に預けられた[近世]。天保十四(一八四三)年に一時代官築山茂左衛門が支配するが、その年の 末に は た。残る二、二四〇石四斗六升八合は引き続き天領で代官が支配して い た が、寛政二 (一七九〇) 年高槻 持っていた知行地のうち、摂津莬原郡の知行地を島上郡に移されたためで、この旗本領は幕末まで続 支配が続くが、そのうち三八三石七斗五升二合のみが旗本青山百助幸充に与 えら れ た。青山氏が方々に ・大名(高槻藩)預地・旗本知行地・寺領の四つの入り組みであった。なお、天保の『摂津国郷帳』では、総

エス島江村 当初の村高は七六○石ばかりであったと思われるが、貞 享 四 (一六八七) 年に 一 六 石 四 斗 二 升 ○石六斗二升七合の村高となっている[┤┤;┤]。おそらく寛永四年から翌年にかけて 淀川 葭嶋の所属をめ ともに三島江・唐崎新田四二石五斗八升があったが、これは天領となり、幕末には高槻藩に預けられた。 [[古世]]、七三九石六斗六升八合四勺の村高となった。領主は前島村と同じである。ほかに次項 唐崎 村と 二合五勺分を、元文三 (一七三八) 年 に 二 石 七斗八升三勺分を、いずれも淀川筋御用地として召し上げられ **「角文書」、寛永十六(一六三九)年の年寅皆済目録によれば、それに五三石六斗の葭方嶋 畠が 加わって七三**鷹崎区】、寛永十六(一六三九)年の年寅皆済目録によれば、それに五三石六斗の葭方嶋 畠が 加わって七三 領主は前島村に同じ。村高は文禄三(一五九四)年の太 閣 検 地 で は 六七 七石二升七合であったが

高が正しいであろう。

御用地に醵出し、村高は六八四石八斗七升一合二勺となった。領主は前島村と同じである。ほかに三島江 であろう。その後同十八年三島江村からの 入 作 嶋 烟を中心に二六石五斗五升三合を三島江村へ高分けし ぐり隣の三島江村とともに対岸の出口村(現枚方市)と争っているので[元世二五大]、その腹嶋が含まれたの 【大木】、さらに三島江村と同様貞享四年には一六石四斗二升、元文三年には二石七斗八升三勺を 淀 川 筋近世(T)、さらに三島江村と同様貞享四年には一六石四斗二升、元文三年には二石七斗八升三勺を 淀 川 筋

村とともに三島江・唐崎新田があったが、これについては三島江村の項参照。

柱本村(村高は文禄三(一五九四)年の太閤検地では八一四石六斗七 升[ユ=ロ]、 慶長十五(一六一〇)年の年 斗を加え[近世]、 八一七石七斗となった。 しかし元禄三 (一六九〇) 年の年貢免状ではそのうちの四八石 末まで変らないが[葉覸象]、天保の『摂津国郷帳』では二つを合わせて八一七石七升としている。領主は前 島村と同じであった。 八斗四升は川中畑として別にし、村高は七六八石二斗三升である[デ|五]。年貢免状記載の 高 はその後幕 貫免状でもその高が踏襲されているが[|OH]、元和元 (一六|H) 年高槻藩主内藤信正 のとき 瞙方二石四

島村に同じ。 ○九六石六斗五升で、 領主は前西面村 村高は一、○九六石六斗五升で、 領主は前

郎代官が支配している[三六三]。 同十四年岡部長後、慶長七(一六〇三)年に天領となり権太小三能村 前章でみた前田玄 以支配[ギハカベ・シ]以

盛が亀山城主となって亀山藩が置かれたが、寛永



F8 柱本村年實皆済目録 (柴間家文書)

升であったが[三大三]、寛永元(一六二四)年の年貫免状では四一九石七斗一升四合と微増している[女書]。 りするのは寛永十一(一六三四)年に亀山藩に移された 菅 沼正貞からで[近世口]、この と き亀山藩は松平 元(| 六二四)年の年貢免状をはじめ [元世4]、同六年・八年・九年の年貢免状も丹波郡代五味金右衛門豊直 忠昭二万二、二○○石から一挙に菅沼四万一、一○○石に拡大しているので、そのため田能村も亀山藩領 から出されており、田能村は引き続き天領であったと思われる。田能村が亀山藩支配であることがはっき となったという[lift]]。ただし年貢免状の方は慶安三 (一六五〇) 年の時点で四四九石五斗八升となっ て 寛永末年の検地でいったん三八〇石ほどにも減じたが、そのやりなおし検地で逆に四四九石五斗一升二合 のうちに入ったのであろう。その後も幕末まで亀山藩の支配をうけた。村高は太閤検地で四一九石五斗八

中畑村(領主は田能村に同じ。村高は当初二〇五石七斗であったが[元世4]、寛永十七(一六四〇)年の地改で、『記念な 出灰村 領主は田能村に同じ。村高は当初三二石九升四合であったが[淺野家]、寛永十七年の地改で六一石一 斗二升となった[1-|O]。天保のころ〈一八三○~四四〉六一石六斗二升八合となったようであるが[郡賦大 二一五石九斗九升となり[近世]、以後変化はなかった。

おり[中舎家]、その後幕末まで変化はなかった。

**二料村 領主は田能村に同じ。村高は当初五五石七斗四升二合であったが[文書]、寛政十一(一七九九)年に** に新田高二斗四升四合があった[眞]。 は九四石七斗一升となっている[如O ]。おそらく隣村同様寛永の地改で大幅に増加したのであろう。ほか

ージ]、この差は新田高と思われる。

శ్ర

イプが最も多く、石高においても全体の六八パーセントをしめ

田・下田部・川久保・安満・下・古曽部・真上・塚原・土室神内・東天川・西天川・野中・西冠・土橋・辻子・番田・野

本籍(《永井氏》となり、以後幕末まで変化のない村で、このターにが【近世口】、明和六(一七六九)年には八一石六斗八升となってたが【近世口】、明和六(一七六九)年には八一石六斗八升となって配置とにたどってみたが、領主支配の観点からみると配置とにたどってみたが、領主支配の観点からみるとを一度とにたどってみたが、領主支配の観点からみると各一を村を七種に分類することができ、石高による比率をみると表二のようになる。

表 2 近世高槻の所領

領	Ė	Ë	别	石	高	一首	分革
高	槻	灌	餌	20	, 834. 3656		67. 9
加	納	襻	領	2	, 715. <b>460</b>		8. 9
亀	山	藩	領		903.788		2. 9
旗	Ž.	ķ.	領	1	, 863. 979		6. 1
天			領	9	, 309. 586		10.8
公	2	Ż.	領		662. 424		2. 2
寺			質		388. 536		1.3
	Ź	†	ĺ	30	, 678. 1386		

注) 「天保郷帳」 (内閣文庫所蔵) などによる。

組みで梶原・鵜殿・前島・中小路・大塚町・大塚・成合・別

芝生・庄所・唐崎・柱本・西面の各村と、他領主との入り氷室・芥川・髙槻・上田部・東五百住・西五百住・津之江

### 所・富田の各村

服部・萩谷・霊仙寺の各村と、他領主との入り組みで上主となったが、幕末までこの永井氏の支配をうけた村なり、同氏子孫はのちに居城を転々とし最後に美濃加納城加納藩領 寛文十(一六七〇)年京都所司代永井尚庸の所領と

牧・原の二ヵ村

まで変化のない村であるが、御家人知行地と思われる別所族本領 江戸時代のはじめころ旗本知行地となり、 以後幕末極田地区の田能・中畑・出灰・二料・杉生の五ヵ村の家筋は変ったものの幕末までずっと同藩領であった村亀山藩領 寛永十一(一六三四)年より亀山藩領となり、藩主

村、後期になって旗本知行地となった富田村も含まれる。

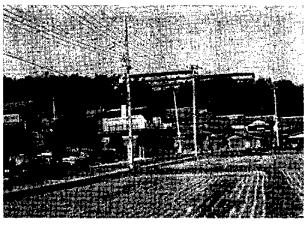
岡本・赤大路・郡家の三ヵ村と、他領主との入り組みで

上牧・別所・富田の三ヵ村 本来は幕府直轄地で代官が支配したが、所司代・城代・定番などの役知として随時諸大名・旗本など

に与えられることが多く、江戸時代後期には高槻藩に預けられた村

宿名・奈佐原・宮田の三ヵ村と、他領主との入り組みで鵜殿・宮田両村の過半と梶原・前島・中小路

天領



写 9 別 所 旧 村 (市内別所本町)

大

大塚町・大塚・三島江各村のそれぞれごく一部

江戸時代以前より公家の所領であったが引き続き公家領として存続した村、またはあらたに 公家 に

井尻・萩庄の二ヵ村と、他領主との入り組みで上牧・鵜殿・大塚の三ヵ村

ことに中世後期以来この地域で社会・経済的に繁栄を誇っていた富田が含まれていることは、天領のあり方 として象徴的である。また淀川沿いに開発の進んだ新田も天領となっている。旗本領はほぼ西国街道(山崎街 た高槻城下町を囲むように現市域の平野部一帯が高槻藩領であった。当初からの天領は肥沃な平野部を占め、 以上の所領配置を地図上にあらわせば図一(折込)のようである。この図からわかるように、高槻城のあっ 成合・原・富田各村の一部 江戸幕府により朱印地として認められた寺院の領地で、すべて他領主との入り組みであった。

第二節 高槻の諸領主

樫田地区はもともと丹波国であったから、その地区全体が丹波亀山藩領であったことは当然であろう。 道)沿いに並んでいた。加納藩領は山麓・山間部である。 公家領は京都に近い市城東部にかたまっている。

名 領 で、それらが複雑に入り組み、かつ領主が二転三転している村もあって、領主の数は非常に多 近世高槻を統治した領主は、前節でみたように大名・旗本・代官・公家・寺院と さ ま ざ ま

25

に分けてみてみよう。

ていけば、幕藩体制社会の中で高槻がどのような位置におかれて いたのかがわかるであろう。所領の最も多い大名から順次領主別 それらの領主はどのような性格・地位の領主であったかをみ

槻市域に領地をもった藩は、高槻藩・加納藩(現岐阜市)・亀山藩 といい、藩主となった。大名は徳川宗家との親疎の度合いによっ て親藩 (三家・三卿・家門)・譜代・外様の三種に分けられる。髙 (現亀岡市)の三つがあり、 徳川氏の家臣のうち一万石以上の領地を与えられた家臣を大名 いずれも幕府が信頼をおく有 力 な 譜

移され、高槻城主となった。 この内藤氏は三河出身で、 信正の父信成が一三歳のとき徳川元信 浜城主内藤紀伊守信正(四万石)が 摂 津 芥川・太田両郡のうちに 永井氏以前の高槻城主 元和元(一六一五)年閏六月、近江長 代大名が配置された。

り、その地位はそのまま子信正にひきつがれた。長浜城主だった信正は、慶長二十(一六一五)年大坂夏の陣 伊豆韮山城主(一万石)、慶長六(一六〇一)年駿河府中城主 (四万石)、同十一(一六〇六) 年近江長浜城主とな 謁して以来の徳川譜代の直臣である。「信」は元信の一字を賜ったという。姉川合戦・三方ケ原合戦・長篠

(家康) に拝

合戦・諏訪原合戦など徳川氏の成長にかかわる重要な合戦で常に重要な役割を演じ、天正十八(一五九〇)年



所・三島江・唐崎・柱本・西面の諸村を支配した(一部推定)。 高槻市の範囲では神内・梶原・前島・東天川・西天川・冠(宮・土橋・辻子 )・大塚(塚・番田 )・野田・下田部 に際して摂津尼崎城を守備し、陣ののち高槻城主に移 封 さ れ た。ところが二年後の元和三年には伏見城代 ・川久保・成合・安満・下・古曽部・真上・芥川・高槻・上田部・東五百住・西五百住・津之江・芝生・庄 (五万石)となって高槻を離れ、その後大坂城代となり、大坂城において卒した。高 槻 城 主であった間、現

長二(1五九七)年父の死去によって遺領を継ぎ、 徳川秀忠に付属、 元和三 (一六一七) 年加増があって高槻 として一万石を領した。文禄の役では肥前名護屋につめ、そのころ土岐姓に復した。定義はその二男で、慶 四)年より徳川家康にしたがい、 天正十九(一五九一)年下総国相馬郡守屋(現茨城県北相馬郡守谷町)を居所 る。土岐氏はもと美濃国出身で足利御家人であったが、定政(母方の姓を名のって菅沼)のとき 永禄七(一五六 若さで死去、霊松寺に葬られた。子頼行が遺領を継ぐことになったが、幼少 (一二歳) であるという 理由 で いだ。高槻城が大規模に修築されたのはこのときである。定義は元和五(一六一九)年高槻において四○歳の 城に移され、摂津国内で二万石を領した。このとき高槻では前領主内藤信正支配の村むらをそのままひきつ 京都所司代を歴任、子孫は上野国沼田城主(三万五千石)の譜代大名である。 万石に減知され、下総国相馬郡へもどされた。その子頼殷はのち大坂城代、さらにその子頼稔は大坂城代 内藤信正が伏見城代となったあとに高槻城に入ったのは下総国守屋を居所としていた土岐山城守定義であ 土岐定義の没後高槻城主となったのは三河形原から移された松平紀伊守家信である。この松平氏は三河国

-

宝飯郡形原(現愛知県蒲郡市)から出たため形原松平氏という。徳川家康が幼少で今川義元のもとに人質としまい、state

加

小田原の陣ののち上総国五

の陣をはじめ各地の 戦 い に 参 ある。家信自身少年期より小牧 信頼のおける生粋の譜代大名で てとられていたころからしたが っていたほど、徳川家にとって

安房国で五千石加増、一万石の大名となった。翌年領地を摂津国へ移されて一万石加増、 井で五千石 (のち形原)、 元和四 (一六一八) 年御留守居 と なり

六三五) 年二月、二万石加增、 ときふたたび高槻城主になることになる。 なった。このとき高槻では前領主土岐定義支配の村むらは松平氏の支配に変わった。ところが寛永十二(一 松平家信が佐倉へ移った寛永十二年二月以降、高槻藩領はいったん天領になり、幕府の命で播磨龍野藩主 高槻を改めて下総国印幡郡佐倉(現千葉県佐倉市)へ移された。その子康信の

高槻城主(二万石)と

岡部美濃守宣勝が高槻城の守備にあたり、使番として堀豊前守利政(旗本)が派遣されて 目付 の任にあたっ

たが、地方支配は代官があたったようである。翌年六月岡部宣勝が正式に龍野から転封されて髙槻城主とな

のとき徳川家康にしたがった。家康が幼時今川家に人質となっていたころよりよしみがあったという。子長

以前に松平家信の支配していた村むらを支配した。岡部宣勝の先祖は今川義元の家臣であったが、正綱の

丹波国において新恩二万石、亀山城主(三万二千石)となり、さらに亀山近辺で 二千石加増、 元和七(一六二 大名となり、岸和田城主として幕末まで落ち着いた。 空白となった髙槻城の守備を命ぜられ、翌年龍野から髙槻へ転封された。このように岡部氏は各地を転てん 大垣城に移されたが、同九年死去、子宣勝が遺領を継いだ。翌十年大垣を改めて播磨国龍野城主、同十二年 盛のとき天正十八(|五九〇) 年家康の関東移封に際して上総・下総で 一万二千石、 慶長十四 (一六〇九) 年 と移動し、同十七年には和泉岸和田城主に移されて高槻も短期間で終ったが、一万石の加増あって六万石の 〒)年亀山を改めて福知山城主となり、一万五千石を加増され五万石の大名となった。寛永元 (一六二四) 年

たたび高槻市域(樫田地区)と関係をもつこととなった。 とき寛延元(一七四八)年に篠山を改めて丹波亀山城主となり、桑田郡を含めて幕末 まで 支配 したので、ふ 間に支配した高槻市域の村むらは、前領主岡部氏の支配村であった。この松平康信の四代あとになる信岑の 若狭守康信である。康信は寛永十五 (一六三八) 年父の死去によって佐倉の遺 領 を 継 ぎ、弟二人に各二千石 年には高槻を改めて丹波国多紀郡篠山へ移され、一万四千石加増あって五万石を領した。高槻城主であった を分けて三万六千石の大名であったが、同十七年佐倉を改めて高槻へ移された。 しかし 慶 安二(1六四九) 岸和田へ移った岡部氏のあとをうけて高槻城主になったのが、もと高槻城主であった松平家信の子である

大坂城代などの幕府要職担当者を出している家筋であったし、また岡部氏の落ち着いた岸和田が徳川御三家 槻城主となるのである。永井氏以前の四氏(内藤・土岐・松平・岡部) は岡部氏を除けば老中・京 都 所 司 代 松平氏が篠山へ移されたあとへ永井日向守直清が山城神足(現京都府長岡京市)から移されて幕末までの高松平氏が篠山へ移されたあとへ永井日向守直清が山城神足(現京都府長岡京市)から移されて幕末までの高

いわば幕藩体制が確立するまでの過渡的な領主配置であったといえよう。

あったといえる。また、たとえ重臣の家筋であっても、土岐頼行が幼少では重要地に堪えずとして高槻から を占めていたのである。しかし四氏とも高槻での支配は短期間であり、永井氏以前の高槻への領主配置は、 ほかへ移されたほどで、それだけに高槻城およびその周辺の地域は、江戸幕府の畿内支配において高い地位 の紀州藩に接し、瀬戸内海を見渡す重要地であったことを考えれば、四氏いずれも徳川の有力な譜代大名で

高槻藩主である。永井氏は三河の土豪長田重元を祖とし、その子直勝のとき永井を称した。同じく高槻地域 に領地をもった加納藩永井氏も含めて略系を示すと次のようになる。 高槻藩主永井氏 松平氏のあとをうけて高槻藩主となった永井氏は、江戸時代を通じて最も期間の長い

年遺領のうち六万二千石を継ぎ、新墾田をあわせて八万九千石余を領する古河城主となった。同十年には山 二千石を領した。長男尚政は父の遺領を継ぐ前にすでに二万四千石余の大名であったが、寛永三(一六二六) を改め、常陸笠間城主(三万二千石)となった。 さらに 同 五 年二万石加増、同八年下総国古河へ加転、七万 石余の加増、 大坂の陣ののち元和二 (一六一六) 年上野国で一万石加増、 翌三年には近江を除き従来の所領 東移封に際して相模・上総で五千石、 慶長五 (一六〇〇) 年上杉攻めののち 近江国で二千石、 三河国で四千 変後の伊賀越えにもしたがっている。そのころ長田姓を改めて大江氏となり、家号を永井と称した。家康関 勝ははじめ家康の長男信康につかえたが、信康死去ののち天正八(一五八〇)年より家康に近侍し、本能寺の から伊賀越えで急拠帰国した家康を三河大浜の自宅へ迎えたという徳川氏はえぬきの譜代の臣である。子直 重元ははじめ松平広忠(徳川家康の父)につかえ、 天正十(一五八二)年本能寺の変の 危 急の 際、 泉州堺

御書院番頭で八千石を領していたが、翌十年一万二千石加増、 |男直清は幼少のころより家康・秀忠につかえた。父の遺領のうち三千五百石を分知され、|| 第124 山城国紀伊・乙訓、摂津国芥川・太田四郡のう 寛永九年には

城国淀城主に加転、

一○万石を領するにいたった。

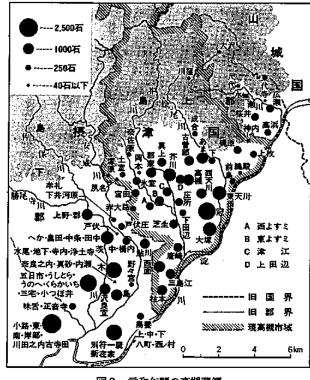
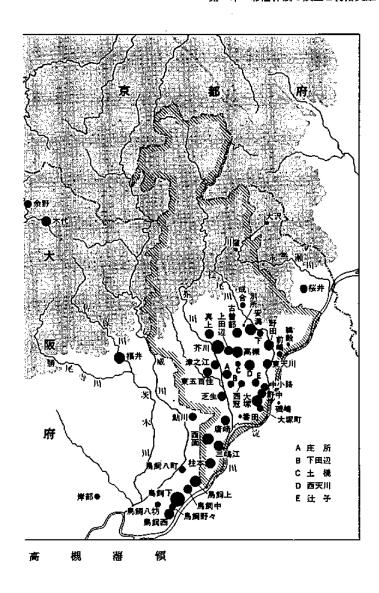


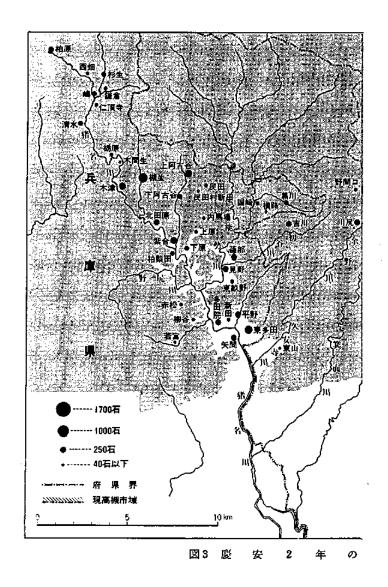
図2 元和年間の高槻藩領

本拠とし、 されて廃墟となっていた。直清 崎合戦のとき明智光秀がここを ながら 天正十(|五八二) の古城で、何度かの修復を重ね 城は南北朝期に築城された中世 配をうけたと思われる。 をうけたが、のちの所領の変遷 萩谷・富田の各村が直清の支配 ちで二万石を領し、兄尚政の淀 からみて、霊仙寺村も直消の支 と淀川をはさむ山城 国 勝 龍 た。このとき高槻では服部・原・ (現京都府長岡京市) の地に住し 敗戦ののち城は破却 勝龍寺 年山 寺

### 第一章 幕藩体制の成立と村落支配



### VI 近世の高槻



### 第一章 幕番体制の成立と村落支配

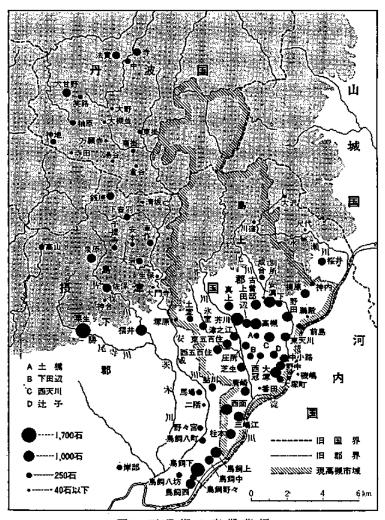
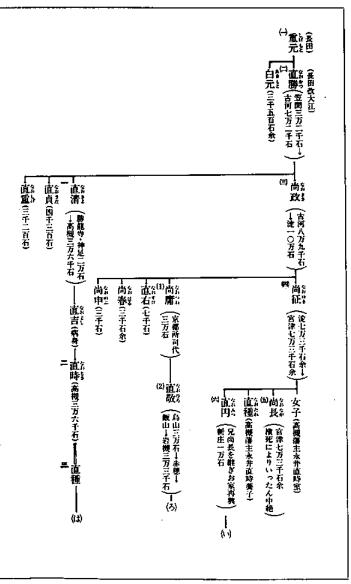
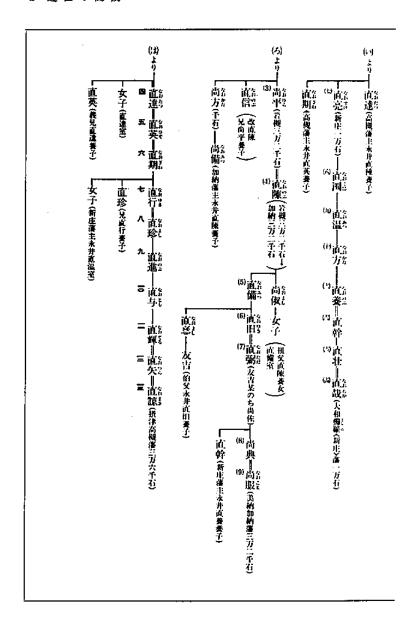


図4 天保期の高槻藩領

井氏の支配は高槻市城五七カ村のうち三九カ村(うち四ヵ村は入り組み)におよび、以後幕末まで続いた。 氏の所領となった[元世]。また、 宝永元 (一七〇四) 年大和川川違工事のため 永井氏が住吉郡で持っていた このとき高槻市域であらたに永井氏の所領となった村むらは前島・東天川・西天川・冠(のも野中・中小路・西)・ 内を離れることのないように配慮されていた[二三七・二大一・二八八、および近世〇五]。 直清は慶安二(一六四九) はこれを改修したが〔4! 1・11〕、水害のためまもなく北に隣接する神足へ居を移した〔111・21〕。直清が兄尚政 えた。このときより高槻市域の村むらのうち梶原・神内・氷室・土室・西五百住・塚原の各村があらたに永井 村である。ところが寛文二(一六六二)年幕府は多田銀山御用地として永井氏が能勢・川辺・豊島 三郡 で も 津之江・芝生・庄所・三島江・唐崎・柱本・西面の各村と、他領主との入り組みで鵜殿・成合・別所の三か 六千石を領し、高槻城主となった。同年八月二十五日家臣一同を率いて高槻城に入城している[jjtth]4−元]。 年一万六千石加増され、従来の所領は改められて摂津国芥川・太田・川辺・能勢・豊島・住吉六郡のうちで三万 策意図を示しており、家康以来の譜代の臣永井家に対する幕府の信頼の篤さを表わしている。永井兄弟は大 七道村が取りあげられたので、翌年替地として富田村の天領の一部が高槻藩に与えられた[頃]。 こうして 永 っていた村むらを取りあげ、替地として島上・島下両郡で二五カ村、丹波国桑田郡で一五カ村を高槻藩に与 大塚町・大塚・番田・野田・下田部・川久保・安満・下・古曽部・真上・芥川・高槻・上田部・東五百住 あるときはいつでも代理をつとめた。また、両永井氏と京都所司代の参動は密接に関連し、三者が一斉に畿 坂城代・京都所司代らとともに幕府の畿内・西国支配の重要な地位を占め、ことに直清は城代・所司代に事 の淀城主への移封と同時に勝龍寺へ配置されたのは、京坂間の淀川両岸を幕府重臣で固めるという幕府の政





られた。 子伊賀守〈のち伊豆守〉 直敬は貞享四〈一六八 服部・萩谷・霊仙寺など山間・山麓部の村むらが与え この加増のとき髙槻地域では上牧の一部、原の一部、 国島上・島下、河内国大県・安宿・古市・交野・茨田 より河内国茨田・交野・讃良・若江四郡のうちで二万 庸の子孫である。尚庸 は 万 治 元(一六五八)年父尚政(名) 高槻藩主永井日向守直清の兄信濃守尚政の子伊賀守尚紫 井氏と同族である。前掲永井氏略系図にあるように、 八郡のうちで一万石加増、あわせて三万石となった。 所司代に就任したとき、京都周辺の山城国紀伊、摂津 石の領地を分けられ、さらに寛文十(一六七〇)年京都 加納藩主永井氏 加納藩主永井氏は高槻藩主永

には武州岩槻城主と転々 と し た が、直敬の孫養子(実の二男、伊豆守のち伊賀守)直陳のとき宝暦六(一七五 城主三万三千石となり、宝永元(一七○四)年には若年寄となり、同三年信州飯山城主、正徳元(一七一一)年

**次)年美濃加納城(三万二千石)に移されて落ち着き、これより幕末まで加納藩主三万二千石はこの永井氏で** 



高槻藩永井氏預所については天領の項参照。

地をもっていたので、その支配のため京都所司代であった尚庸のころに交野郡落村(現枚方市)に役所を置地をもっていたので、その支配のため京都所司代であった尚書のころに交野郡落書 ていたが、宝永元(一七〇四)年赤穂城主直敬のとき佐太村(現守口市)に移し、この役所が摂・河にお け る 最終的に加納に落ち着いた永井氏の所領は美濃国厚見郡が主となったが、飛地として摂津・河内に領 さきに与えられた上牧など諸村は永井氏の居城が転々と代わっても支配はそのまま続いて幕末にいた

加納藩の蔵屋敷を兼ねていた。

め、幕府はいずれも信頼のおける譜代大名を置いたが、幕府の要職につくものが多く、領主の変遷は激しか が支配していた地である。亀山地方は口丹波といわれ、京都から山陰道に通ずる重要な地理的位置にあるた て亀山藩が置かれたのにはじまる(岡部氏については二九ページ参照)。藩領一帯は関ケ原合戦後天領として代官 っていた。亀山藩は慶長十四(一六〇九)年岡部内膳 正 長 盛が亀山城主(三万二千石、のち三万四千石)となったまないたがより った。高槻の樫田地区は岡部氏が入部したのちもすぐ亀山藩領とはならず、依然として天領であった。 丹波亀山藩主 高槻の北部樫田地区は江戸時代には丹波亀山藩領であったから、摂津とは支配がちが

₹ 丹波国亀山城主となり、二、二〇〇石加増され、すべて二万二、二〇〇石を領した。子忠昭は寛永十(一六三 関ケ原合戦に先だって伏見城を守備した一人で、小早川秀秋の手の者に討たれた。父一生は下野国板橋一万 石を与えられ、子成重が遺領を継いだ。元和三年三河国西尾城主となって一万石加増、同七年所領を転じて なった。成重は三河国加茂郡大給にあった土豪の子孫で、大給の松平氏の分家にあたる。成重の祖父近正は 元和七(一六二一)年岡部氏が福知山城主に移り、代わって三河国西尾城主松平右近将監成重が亀山城主と 年遺領を継いだが、翌年亀山を改めて豊後国速見郡亀川(現大分県別府市)へ移された。



写13 亀山城址 (亀岡市古世町)

る。先祖は徳川宗家の長親の五男利長(家康の曽祖父の弟)にはじまる。 三河国碧海郡藤井(現愛知県安城市)の ままり (紫まか) ことない えて菅沼定昭の遺領をそのまま支配した。忠晴は同じ丹波の篠山城主 (五万石) 松平 山 城 守 忠国の弟にあた 没収された旧領へは慶安元(一六四八)年遠江国掛川城主(三万石) 松平伊賀守忠晴が移され、 八千石を加没収された旧領へは慶安元(一六四八)年遠江国掛川城主(三万石) 松平伊賀守忠晴が移され、 八千石を加

の若さで死に、嗣子もなかったため領地は没収された。

て老中となった。

城主をへて丹波亀山城主となったのである。忠晴のあと二男忠昭が継ぎ、さらに養嗣子忠周(忠昭の異母弟)城主をへて丹波亀山城主となったのである。忠晴のあと二男忠昭が継ぎ、さらに養嗣子忠胤(忠昭の異母弟) 頭・御書院番頭・奏者番・大番頭と出世し、寛永十九(一六四二)年駿河国田中城をもらって大名となり、掛川 に住したため藤井の松平と称し、三河以来の譜代である。忠晴は幼時より秀忠の小姓をつとめ、御小姓組番

なり、正徳三 (一七一三) 年には老中職についた。 攻めで名誉回復をはかり、重之の父広之は老中職(下総国関宿城主五万石)をつとめた。 重之は父の 遺領を継 が継いだが、やがて若年寄に任ぜられ、貞享三(一六八六)年には武蔵国岩槻城へ移された。 うちに移され亀山城主となった。重之はその後元禄十 (一六九七) 年三河国吉田城 に移 され、寺社奉行とな って讃岐守に改め、さちに若年寄に進んで大和守に改め、宝永二 (一七〇五) 年には父の 旧 城 関 宿城の主と いだが、いったん備中国庭瀬 (陣屋) に移されたのち、 所領の 一部を丹波国桑田・船井・多紀・氷上四郡 松平忠周のあとへは備中庭瀬藩主の久世出雲守重之が入部して亀山城主となった。久世氏はもと三河に住 清康・広忠・家康につかえ、一時三河の一向一揆に味方して家康の勘気にふれたが、子孫は武田・北条

紀・氷上四郡のほかに備中国都宇・窪屋二郡を支配した。井上氏の先祖は織田家の将佐久間信盛に属し、やい。 国郡上城主をへて、正岑のとき丹波亀山城主となった。その間先祖は奏者番・寺社奉行などをつ と め て がて徳川氏に属して大坂の陣で功あり、遠江国横須賀城主五万二、五〇〇石、やがて常陸国笠間城主、美濃 久世重之が去った亀山城へは美濃国郡上城主井上大和守正岑 (四万四千石) が入り、丹波国桑田・船井・多 元禄十二 (一六九九) 年正岑は若年寄となり、同十五年亀山を改めて先祖の旧城笠間城に移 され、 やが

諸国を転々と した のち、室町中期に三河国に定 山氏の先祖は南北朝期に南朝方に組した武将で、 ち因幡守)忠重(五万石)が亀山城主となった。 補導役として公衆の面前で家光を叱正したことが仇となり、家光の勘気をこうむり上総国大多喜城二万石に 忠成の子忠俊は老中職まで進み、武蔵国岩槻城主四万五千石と なっ たが、元和九 (一六二三) 年将軍家光の をつとめている。この忠成の四男幸成の子孫から、のち富田村に知行地をもつ旗本青山氏が出るのである。 合戦ののちには摂津国茨木・髙槻両城の視察の役 に従軍、家康の関東入府の先発をつとめ、関ケ原 りしたがい、その子忠成は長篠合戦・小田原の陣 の家臣である。先祖忠門は家康の今川人質時代よ 着し、徳川宗家の親氏につかえて以来の徳川譜代

再興した。晩年大坂城代を辞してのち、領地を遠江国のうちに移されて浜松城主となり、子忠雄が継いだ。

寛文二(一六六二)年大坂城代となり摂津・河内・和泉・遠江・相模・武蔵のうちで五万石を領して青山家を

より先、その子宗俊は同九年に赦免され、同十五年に三千石を与えられたのにはじまって次々と加恩され、

減封、さらに蟄居させられ、わずか千石の地を扶助されるのみで寛永二十(一六四三)年洙しく死んだ。これ

忠雄には男子なく養嗣子 (実弟) 忠重があとを継ぎ、 元禄十五(一七〇二)年丹波国亀山城に移されたのであ



井上正岑のあと遠江国浜松城主青山下野守

る。 忠重のあと俊春・忠朝と 継いだが、忠朝は寛延元(|七四八) 年寺社奉行に なる とともに篠山城へ移さ 以後は子孫代々篠山藩主として幕末にいたった。

移っていた。その後典信、信利、信庸、信岑と篠山藩を継いでいたのが、亀山藩主青山氏と交代したのであずtot guet guet guet その後同寺は歴代藩主の葬地となった。 藩も、この松平氏によってやっと落ち着いたのである。松平信岑は亀山で死去して同地の光忠寺に葬られ 石を領し、その後八代一二一年間この松平氏の子孫が継いで版籍奉還にいたった。領主交代の多かった亀山 る。亀山藩主となった松平氏は丹波国桑田・船井・多紀・氷上四郡、飛地として備中国浅口郡のうちで五万 となったが、そのあと家信の子康信が高槻にもどり、慶安二(一六四九) 年永井氏と代わって丹波国篠山城へ 内藤氏・土岐氏についで高槻藩主となった形原松平氏である。高槻藩主は松平家信のあといったん岡部宣勝内藤氏・土岐氏についで高槻藩主となった形原松平氏である。高槻藩主は松平家信のあといったん岡部宣勝 青山氏にかわって同年篠山城主であった松平紀伊守信岑がいれかわりに亀山城主となった。この松平氏は常は、

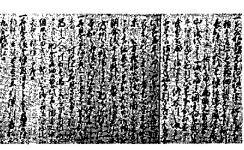
旗本知行地 御目見以上が旗本であり、御目見以下が御家人であった。旗本はさらに布衣以上とそれ以下誰もな 徳川氏の家臣で一万石以下のものを旗本または御家人といった。将軍に謁見する資格のある

の村が与えられ、役務を離れたのちもそのまま知行が続いた。御家人は最高二六〇石から最低四両一人扶持 院に付けられたとか二条城の城番になるなど京都に役務をもった機会に、京都近辺の知行地として高槻地城 とは大きく区別された。高槻に知行地を持った旗本は青山・小田切・鈴木・本間など御大身が多く、禁裏や のものから最高九、九九〇石まであったが、普通千石以上を御大身、五百石以上を御歴々と呼び、それ以下のものから最高九、九九〇石まであったが、普通千石以上を御大身、五百石以上を御歴々と呼び、それ以下 に分けることができ、また御家人でもまれには御目見以上のものがあった。旗本には最低で禄米三○懐程度

が確証はない。 めなければならなかった。別所村を知行地とした樋口氏は御家人と思われる めには御目見以上の役を三転するか、三代にわたって御目見以上の役をつと まであり、譜代・二半場・一代抱の区別があった。御家人から旗本になるた

である。幸正はさらに上野国で千石加増、その子幸豊は伏見奉行をつとめ三 千石を分けられ、分家独立した。これがのちに高槻に知行地をもった青山氏 幸成の三男幸正が兄幸利の尼崎藩領莵原・武庫・河辺三郡のうちにおいて二 四男幸成が分家し、寛永十二 (一六三五) 年摂津尼崎城主五万石となったが、 た。このように青山氏は高槻地域では四○○石足らずの知行であるが、摂津 五升二合が与えられた。富田村のこの地区はその後幕末まで青山氏が支配し 行地も収公され[『尼崎市史第三巻]、その替地として富田村のうち三八三石七斗 地域(現神戸市儺区)浜手一帯の天領化のため青山氏が蒐原郡でもっていた知 だ。その子百助幸充のとき、明和六(一七六九)年二月幕府の摂津国莞原郡灘 その養嗣子幸亮は大坂城代をつとめ、さらに御書院番頭・大番頭 へ と 進 ん 河国で千石加増、さらに駿府城代となって千石加増、計五千石を知行した。 青山氏 (五千石) 前掲亀山藩主青山因幡守忠重と同族で、 先祖忠成の

上野・三河をあわせて知行五千石の御大身の旗本である。



写15 樋口石見守由緒書(泰脇家文書)

のうち北組五四八石余が小田切氏に与えられている。須猶の養嗣子喜兵衛直利 は 貞享 三 (一六八六) 年より 国島上・島下両郡のうちで千石加増され、同年美作守に叙任された。このとき高槻では岡本村全部と郡家村 正十四(一五八六)年光猶が浜松で徳川家康に謁してより近臣としてつかえ、武蔵国で一五〇石を宛て行われ した。子孫土佐守直年は駿府町奉行・大坂町奉行・江戸町奉行などをつとめ、この代に采地の有余を合わせ 大坂町奉行をつとめ、土佐守に任ぜられ、この代にさらに一、三○○石加増、すべて二、九三○石余を知行 た。その子喜兵衛須猶は四八〇石加増、目付をつとめた。万治元(一六五八)年禁裏附となって 上 京、摂 津 小田切氏 (三千石) 先祖は信濃国佐久郡小田切村の出身で武田氏の家臣となり、武田氏没落ののち天

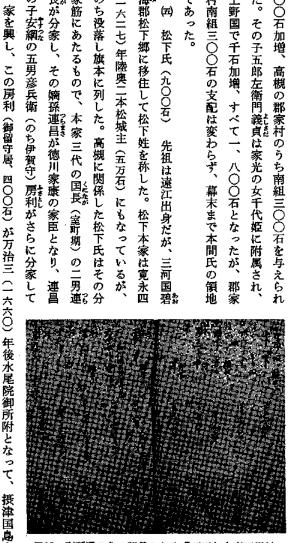
れた。高槻では上牧村のうち一二九石八斗五升六合のみ鈴木氏が支配し、幕末まで続いた。 新院 (後酉上皇) 附となって摂津島上郡のうちで五○○石を加増、すべて千石の旗本となり淡路守に 叙 任 さ 子治左衛門重泰は秀忠につかえ、上総・下総で五〇〇石の知行地を与えられていたが、寛文三(一六六三)年 康の上杉景勝攻めに際して重吉の長男重時・二男重勝がしたがい、ふたたび徳川麾下となった。二男重勝の『ぱぱ』 で秀吉に属し、命により羽柴秀長につかえたが、秀長死去の後大和に閑居していた。慶長五(一六〇〇)年家 鈴木氏(千石) 先祖 は織田信長の家臣であったが、重吉の代に徳川家康につかえ、豊臣秀吉の希望

て三千石となった御大身の旗本の家柄である。岡本村と郡家村北組の支配は幕末まで変わらなかった。

行、大番組頭をつとめた。かれは万治元(一六五八)年京都二条城の定番に転じ、摂津国島上郡 の うち で 三 季父子が徳川氏にしたがった。政季の孫の五郎左衛門季重のとき相模国で三〇〇石、下総国で二〇〇石を知 本間氏(一、八〇〇石)もとは遠江国の土豪で今川氏の家臣となっていたが、今川氏没落後、長季・政

であった。 村南組三〇〇石の支配は変わらず、幕末まで本間氏の領地 上野国で千石加増、すべて一、八〇〇石となったが、郡家 た。その子五郎左衛門義貞は家光の女千代姫に附属され、 ○○石加増、髙槻の郡家村のうち南組三○○石を与えられ

家筋にあたるもので、本家三代の国長(室町期)の二男連 長が分家し、その嫡孫連昌が徳川家康の家臣となり、連昌祭 のち没落し旗本に列した。高槻に関係した松下氏はその分 (一六二七) 年陸奥二本松城主 (五万石) にもなっているが、 海郡松下郷に移住して松下姓を称した。松下本家は寛永四 の子安綱の五男彦兵衛(のち伊賀守) 房利がさらに分家して 松下氏(九〇〇石) 先祖は遠江出身だが、三河国碧



写16 検地帳」 (森田家文書)

緒書』[玄書]によると、先祖は近江の土豪で守護佐々木定頼の被官となり、定頼が細川晴元を応援して摂津 樋口氏 (一三四石余) 『寛政重修諸家譜』にもないので、旗本でなく御家人と思われる。 『樋口家由

島下両郡のうちで五○○石を加増、すべて九○○石を知行、御歴々の仲間入りをした。このとき高槻では赤

摂津国島上・

大路村が松下氏に与えられ、子孫これを継いで幕末までその支配が続いた。

ているうち摂津に根をおろし、織豊政権下においても別所村を本貫としてその周辺をも領有しつつ家臣団 御能役者のうち観世流の中に大ツヽミとして樋口久左衛門の名があがっており、西のくほに居住していた。 書』では慶長の役で戦死したのは石見守ではなく従弟の飛騨守となっている。幕末の『武鑑』によると幕府の 後代々樋口久左衛門を名のったようである。太田亮の『姓氏家系大辞典』によると近江の樋口氏のところに 認められた。子甚七は成人すると秀忠に謁見、数代の本貫地別所村に居住を許され、名を久左衛門と改め、以 子甚七は幼少であったので代官所と加増の地を返上、本知別所村は末代迄安堵されたき旨を家康に申し出て 秀吉の死後、関ケ原合戦では病を得て参陣できなかったが家康に与力し、翌慶長六(一六〇一)年臨終の際、 別所村の隣村天村で七〇〇石余を加増され、合わせて千石を領知、他に代官所五ヵ所を預けられたという。(安満タ) 加増、小田原の陣では家康にも謁見して盃をもらったという。さらに文禄の役にも参加し、帰陣のとき本知 たが、子石見守は僧長に召し出され、秀吉配下となって各地に転戦、 本知別所村のほかに山城国で一二〇石を 一員として働き、やがて能太鼓の名手として武将から芸能人に転身し、徳川政権下では芸能をもっ て 仕 『樋口石見守あり、秀吉に仕へて千石を領し、朝鮮征伐に従軍して死すと云ふ。この人、観世小次郎信光に 出陣した際、定頼の命で先祖樋口信濃守盛継は摂津にとどまり晴元に属した。信濃守は芥川の城で相い果て このようなことから、近世を通じて別所村を支配した樋口氏はもと近江の土豪で、守護被官として参陣し 本貫地別所村のうち一三四石一斗の領有が認められ、幕末まで継続したものと思われる。しかし樋口氏 樋口流太鼓の祖となる。その男甚七、家康に仕へ、子孫久左衛門と称すとぞ。」とある。『樋口家由緒

自身は役務の性格上別所村に在住することはなく、ずっと江戸住まいで、支配は在地の村役人にまかされて

たこの地域としては珍しい領主である。 いたのであろう。それにしてももと中世の武将でありながら中世末から明治維新まで領有地が変わらなかっ

期には樋口氏は高山氏の領国内に在住した小規模領主であったと思われる。 不明な点があるが、別所村の領主樋口氏が野田を含む東天川村においても何らかの権利を有していたことは事実であ うち八○筆は野田の百姓二三人が、二一筆は天川の百姓一一人が名請している。この検地帳の分付主についてはなお 天正年中東天川村検地帳[1−−]には分付主として樋口分・樋口方・別所樋口分など合わせて一一 ○ 筆 出 て く る。 る。この東天川村の検地帳は織田政権下において家臣高山右近が領国内を検地した際の帳と見なされるので天正前半 面積にして六町五反二八五歩と二八反目、石高にして六四石七升九合余、段銭を合わせると四貫六〇〇文余となり、

なったところは宿名・奈佐原・宮田の三カ村、富田村の三分の二強などで、ほ か に 梶 原・鵜殿・前島・西 あたる。高槻市域では市域総石高の一〇・八パーセントにあたる三、三〇九石余の天領が置かれた。天領と 石近くにまでなったが、その後は漸減し、約四二〇万石前後で、全国総石高の一三ないし一五パーセントに 冠・大塚町・大塚・三島江など淀川沿い諸村のいずれも新田部分が天領とされた。 元禄のころ (一七世紀末) までに全国で四〇〇万石強、享 保 の こ ろ (一八世紀中葉) 四六〇万

天領は江戸幕府が直接支配していた直轄地で、江戸時代には御料所または御領所といった。

村・宮田村・宮田村の項参照)。 江戸 時代 初期に も京都所司代 板倉周防守重宗は高槻地方にも多くの所領をもっ 役職についた場合、その任期中の役知として与えられることが多かった(本章第一節、領主の変遷のうち奈佐原 たが、これも役職大名領の性格をもっている。のちに多田銀山御用地のかわりとして高槻藩に与えられた諸 天領は原則として代官が支配したが、京阪に近い高槻の天領は大名が京都所司代・大坂城代・定番などの

表3 近世高槻の代官

一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一					
	代	官	名	年	代
ł	権太(権	田)小三郎	 B某	慶長	
l	喜多見(:	化見)五郎	<b>左衛門勝忠</b>	慶長~	元和
l	村上三右	衛門吉正	:	元和	
l	向山三右衛門正盛			寛永	
1	小堀仁右	衛門正奢	ŧ	慶安~	明曆
1	彦坂平九	.郎吉成		万治~	寛文
l	五味藤九	自豊地,		寛文	
l	大柴大兵	衛直增		寛文~	天和
l	松村吉左	衛門時長	<u> </u>	天和	
l	万年長十	郎頼治		貞享~	元禄
]	長治川大	兵衛安定		元禄	
l	小野半之	助宗清		元禄	
l	雨宮庄九			元禄~	宝永
ı	久下藤十	郎式秀		正徳~	享保
l	上林又兵	衛政武		享保~	寛保
ł	鈴木小右	衛門正與	!	元文	
l	角倉与一	玄篤		寛保	
ı	小堀十左	衛門政良	;	寛保~	宝曆
l	内藤十右	衛門忠尚		延享	
ı	渡辺民部	博		延享	
l	小堀数馬	邦直		宝曆~	寛政
l	小堀縫殿	頭邦明		寛政	
۱	築山茂左	衛門某		天保	

注) 『大阪府全志』, 斎藤家文書などによる。

行の配下に属する代官が

った期間以外は、勘定奉 天領が役職大名領であ

関係にあったといえる。

と役職大名領とは一体のれるというように、天領し、また役職大名に供さ

と表三のようである。認できる人物を列挙する遺された代官で史料上確支配していた。高槻に派

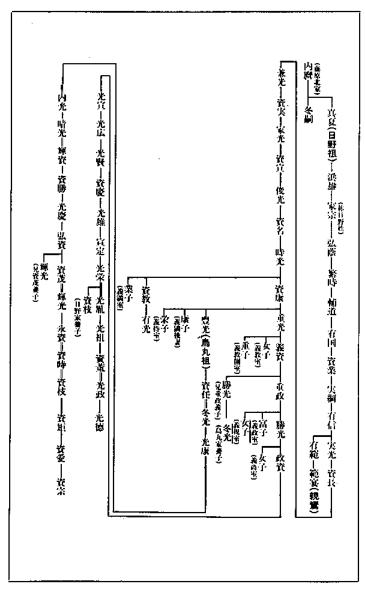
知行地などになる場合を除けば、これらの役職大名領はその職を離れるとほかへ移され、その村は天領に復 行われ、重宗の所司代退任とともに天領に復し、やがて旗本に宛て行われたのである。このように藩領・旗本 本に与えられた赤大路・郡家(おそらく岡本も)などの村も当初は天領で京都所司代役知として板倉重宗に宛て 村のうち塚原・土室・氷室などは当初所司代板倉重宗に与えられていたし、またのちに加納藩領となる上牧 の一部は板倉重宗の領地であったし、服部・萩谷・原などの諸村は所司代牧野佐渡守親成に宛て行われてい したがってこれらの諸村も藩領となって落ち着くまでは天領(役職大名領)であったといえる。のちに旗

同年末にはまた高槻藩預り所となり[「摂津高槻永井家文書」 ]、その後は幕末まで預けられたままであった。 〇)年には残る宿名・奈佐原・宮田の三ヵ村をはじめ淀川沿いに散在した新田の 天領もすべて高槻藩に預けら 行の指揮をうけた。富田村の場合、早くも寛政二 (一七九〇) 年に高槻藩に預けられ[元世]、文化七 (一八一 おそらく天保改革の一環として天領の直轄地制を貫徹するための措置であろうが、老中水野忠邦の失脚によ れた[jigul]。これらの預り所は天保改革のさなかの天保十四(一八四三)年五月にいったん天領に復したが、 大名預り地または大名預り所といい、その管理は預った大名家のしきたりで行うのが原則であったが、勘定奉 ところが江戸時代も後期になると、代官の減少から天領を近隣の大名に預けることが多くなった。これを

たのみである。この鳥丸氏と日野氏は先祖が同じ藤原北家内麿流で、左図のように日野家から鳥丸家が分家 領があったと思われるが、江戸時代には烏丸氏の所領が四カ所、日野氏の所領が一カ所あっ 高槻市城は京都に近い関係で公家領が散在した。おそらくこの地域にも中世以来多くの公家

ってもとの預り所に復したのであろう。

与えられ、半世紀ほど知行したことがある[第Ⅰ巻六1〇ペⅠジ]。 江戸時代には後水尾天皇退位後の朝幕関係の 妻康子 (北山院)、義政の室富子らは有名である。業子の甥日野有光は一五世紀前半に義満の手で富田の地を 区) に法界寺を創立し、 日野氏を称し、以来歌道および儒道をもって朝廷に仕えた名家である。 一一代実光 の甥に本願寺の祖親鸞がある。室町時代には足利将軍家と縁戚を結んで最も栄えた。義満の室日野業子、後 → 日野氏 藤原北家、右大臣内麿の長子真夏より出、その孫家宗のとき山城国宇治郡日野 (現京都府伏見)



修復にあたった資際、堂上歌人として著名な は禁裏御唐門前(現京都市上京区)に住み、家 は禁裏御唐門前(現京都市上京区)に住み、家 は大塚村蔵嶋のみが日野氏の領地であるにす は大塚村蔵嶋のみが日野氏の領地であるにす は大塚村蔵嶋のみが日野氏の領地であるにす

ぎなかった【『寛文朱印智』下」。

氏を号したのにはじまる。居所は京都烏丸通中立売御門の東南側で、前項日野家屋敷の西隣にあたる。本家 で、権大納言日野資康が京都鳥丸に住んで鳥丸一位と称せられたが、その三男権中納言豊光が分家して鳥丸。 □ 烏丸氏 藤原北家内麿流日 野家 支流

労をともにした光康などがいる。江戸時代はじめの光広は徳川政権への露骨な媚態によって初期の朝幕関係 日野氏同様足利将軍家に親近し、将軍義持の信任篤かった初代豊光をはじめ、義政を養った資任、義晴と苦

の形成につとめ、 慶長十四 (一六〇九) 年官女との遊蕩事件 (猪熊事件) に連坐して一時失脚したものの幕府

のはからいで宥免され、権大納言にまで昇った。光広は多才多芸で和歌・連歌に秀で、漢詩文・俳諧にも通

学んで朝権の挽回を謀って止官・永蟄居の処分をうけた (宝暦事件)。江戸時代には当初一、五〇〇石、のち九

る。その後も資慶・光雄・光栄・光胤などの著名な近世歌人を出している。光胤は神道・儒学を竹内式部にる。その後も資産・治学・含なる。 じ、書画・茶道を能くした。慶長八年には細川幽斎より歌道の古今伝授を受け、二条派歌人として有名であ



写17 鳥丸光広画像 (京都・法葉院所蔵)

ら鳥丸家にあてて所領安堵状が出されている[五二]・大二]・」。 臣)秀吉が柴田勝家をやぶり滝川一益を服属させて名実ともに信長の後継者となった直後に、 信長や秀吉か 中世以来鳥丸家領であったと思われる。 上牧村についていえば、織田信長が入京した直後に、また羽柴 (豊 ていたので、鳥丸家の家禄のうちで高槻市城の占める割合は高かったといえる。おそらくこれらの村むらは 五四石を領したが、髙槻市域では井尻・萩庄両村と上牧・鵜殿のそれぞれ一部、合わせて六五〇石余を領し

もあってしだいに土地所有を縮小もしくは喪失し、わずかに武士権力の安堵状を得たもののみ、やっとそれ かつて広大な庄園を領有し、あるいはさほどでなくとも個別に寺領・神領として土地所有を していた寺院・神社は、中世後期にさまざまな土地侵略をりけ、独自の武力をもたないこと

認めた神領はなく、合わせて三八八石余の寺領があったにすぎない。市域に寺領をもった寺は、 京都の妙心寺・龍安寺・浄国寺の三カ寺、市城内では普門寺、本山寺・神峯山寺・金龍寺の四カ寺である。 四〇万石といわれ、かつての広大な寺社領庄園からすれば極端に圧縮されたといえる。高槻市域では幕府 寺社の由緒あるものには分に応じた朱印地を認め、諸大名もそれにならった。江戸時代の寺社領は全国で約 くに秀吉の検地は寺領・神領にも及んで従来の庄園は廃され、寺社領の再編成が行われた。江戸幕府も大小 を維持することができた。織豊政権下では寺社境内そのものの安堵はされても多くの寺社領はけずられ、と 市城外では

春日社(二石)などが あっ たが[『七一]、これらはいわゆる御朱印地としての神領ではない。 上田部村の天神社(二石)、古曽部村の山王社(二石)、安満村の春日社(二石)、下村の 春 日 社(二石)、成合村の 高槻藩から独自に石高を寄進された神社に高槻村の弁財天・八幡社・天王社(計七石)、三島江村の鴨大明神(二石)、

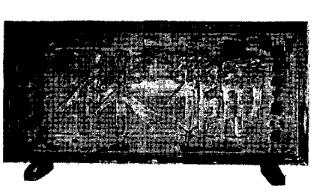
再興をはかり、戦国期には諸大名の帰依するもの多く寺勢は全国に及んだ。 年応永の乱に連坐し、足利義満によって寺領末寺などことごとく没収、寺号を改 皇の帰依を得、その離宮の施捨を得て開創したのにはじまる。応永六(一三九九) 四石五斗三升二合に改定されたが[近世] ] 、富田村にあった龍安寺領とともに妙 録』[妙崎]によれば、朱印高のうち高槻市域では原村で四三石、富田村で二五石 四九一石二斗三升六合の朱印高を認められ、元和元(一六一五)年の「妙心寺領目 は龍安寺と合わせて三三九石五斗の寄進をしている[[元世]。 江戸時代 には 寺 領 に寺を還付して再興させたが、応仁の乱で兵火にかかり、乱後雪江宗深が堂宇の めて龍宴寺とし、南福寺徳雲院の延用宗器に付与された。やがて延用は日峰宗舜 みが妙心寺領として機能したものと思われる。原村の妙心寺領は幕末 ま で 続 心寺派龍安寺の末寺である地元の普門寺の所領に充てられたようであり、原村の あてに出されている[[『寛文朱印賀]下、]。このうち富田村の所領は延宝検地のとき二 あるが、寛永十(一六三三)年、寛文五(一六六五)年にも同じ高の朱印状が妙心寺 二斗六升を領していた。この目録は京都所司代板倉伊賀守勝重が下附したもので 延元二 (=建武四、一三三七) 年大燈国師宗峰妙超の法嗣関山忠玄が、 花園法 京都市右京区にある臨済宗妙心寺派の本山で山号を正 法 山とい

た



る。以後細川氏の保護をうけ、豊臣秀吉も寺領を寄進した[江元三]。元和元年の「龍安寺領高目録」[執史]に 石余のみで、その領有は幕末まで続いた。 寺の末寺となった地元の普門寺に充てられたようである。したがって龍安寺独自の所領としては原村の九六 ニシビ]。しかし、富田村の一七四石七斗四升については延宝検地で一六九石七斗四升九合に改定され、 められたものとみえる。引き続き元和三年・寛永十三年・寛文五年に幕府の朱印状が出されている[『宮文朱印 せて三三九石五斗を寄進している高に匹敵しており、秀吉からうけた寄進地が江戸幕府によってそのまま認 九六石二斗六升が認められている。これを妙心寺領の富田・原両村における高に合わせると、秀吉が文禄四 よれば、御朱印高合わせて七二二石四升四合で、そのうち高槻市域では富田村で一七四石七斗四升、原村で である。もと藤原実能の別荘であったのを宝徳二(一四五〇)年細川勝元が譲りうけて禅院としたのにはじま (一五九五) 年に妙心寺と龍安寺にあてて、富田村のうちで二○○石、原村のうちで一三九石五斗六升、合わ 京都市右京区にある臨済宗妙心寺派の寺院で、一木一草も用いない枯山水式石庭で有名な寺

六五一) 年には五○歳で妙心寺住持となって紫衣を着した。 普門寺中興の祖といわれる。 中世末、摂津国守 現在の本照寺の所に建っていたが、龍溪和尚により現在地に方丈を上棟した。龍溪は元和三(一六一七)年一 年僧説厳が開き、もとは東福寺派に属していたという[栗久保草[徳元]所引]。 またもとは鎌倉建長寺の末とも 六歳のときこの寺で得度して八代籌室玄勝の弟子となり、籌室の寂後普門寺九代となり、 さらに慶安四(一 普門寺 市内の富田にあり、臨済宗妙心寺派龍安寺末で慈雲山普門禅寺と号する。明徳元(一三九〇)4-6% の中国僧隠元を当寺に迎え、江戸幕府は普門寺に対して毎月一四石五の中国僧隠元を当寺に迎え、江戸幕府は普門寺に対して毎月一四石五の中国僧隠元を当寺に迎え、江戸幕府は普門寺に対して毎月一四石五の中国僧隠元を当寺に迎え、江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱を認めている[中世]。江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱を認めている[中世]。江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱を認めている[中世]。江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱を認めている[中世]。江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱を認めている[中世]。江戸幕府が妙心寺と龍安寺にあてた富田村朱を認めては「普門寺領」と記されており[近世(1六五五) 年長崎滞在中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師らの努力によって明暦元(一六五五) 年長崎滞在中中興の祖龍渓禅師といる。



写19 隠 元 筆 の 衝 立 (普門寺所蔵)

**摩19 隠 元** 筆

福寺を開山して移るとともに停止されたよりである[旋端寺]。この隠元招聘をめぐって、あるいは黄 檗 宗 開

瑞寺(黄檗宗万福寺末)となし、普門寺を去ってそちらへ移ったため、その後普門寺には明治初年まで住職が 立への尽力をめぐって妙心寺内に対立が生じ、龍渓が同じ富田村で無住の廃庵であった景瑞庵を再興して慶 斗ないし一五石の扶持米を支給したが、これは隠元が宇治に黄檗山万

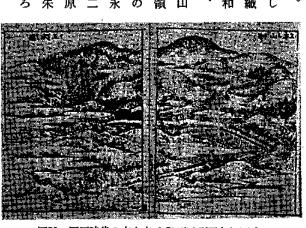
56

置かれず、龍安寺の輪番所となった。

合の寺領を持っていた。 ている[近世]。この願い出は認められ、以後神峯山寺は幕末にいたるまで原村のう ち で 一一石二斗五升七 年六月、当時の原村を支配していた永井直清(山城国神足在)が原村のうちで一六石五斗五升九合を神峯山寺 長が九○石六斗八升二合の寺領を安堵している[カ亜カ亜・]。 さらに江戸時代に なる と 慶安二 (一六四九) 再建された。寺領は中世末期に大幅に減少していたと思われるが、元亀二 (一五七一) 年には高槻城主和田惟 堂を秀賴が再建したという[归]。しかし江戸時代にも明和二 (一七六五) 年火災にあい、安永六 (一七七七) 年 の帰依をうけ、また武士の崇敬も厚く、足利義満・松永久秀・淀君などの寄進を伝え、また兵火にあった諸 寺城は古くは東西八町(約八七三メートル)、南北二五町(約二、七二七メートル)もあったという[垣]。 古来皇室 よれば、六九七年役行者小角の開創、開成皇子(七二四―七八一、光仁帝皇子)の中興とある。中興当時は僧坊 二一、寺領一、三〇〇石といい、『拾芥抄』には七高山の一つとしてあげられている[気跡44六・七七ページ] (一一石二斗五升七合)と本山寺(五石三斗二合)の朱印地とする ことを寺社奉行安藤重長・ 松平勝隆に願い出 神峯山寺(市内の大字原字神谷にあり、天台宗延暦寺末で、根本山神峯山寺宝塔院と号する。寺伝にかぶ意

[二 1]によれば神峯山寺を「本院宝塔院」といい、本山寺を「奥院霊雲院」といっており、また神峯山寺が[近世口]によれば神峯山寺を「本院宝塔院」といい、本山寺を「奥院霊雲院」といっており、また神峯山寺が 天台宗延暦寺末で、北山本山寺霊雲院と号した。先述の「神峯山寺領朱印頂戴につき永井直清 口 上 書 写」 "根本山」と号するのに対して本山寺が「北山」と号したことからも、本山寺は神炛山寺の奥院で、平安初 本山寺(市内の大字原字本山寺山にあり、標高五二〇メートル余で神経山寺をはるか下に見おろす。『髪』

期の山岳寺院としてもともと一体のもので あった[タカ-|ペリジ]。 村ノ内本山寺寄進分五石三斗二合[坎曹\*]とあることから、この朱 升を領することとなった。慶長十七 (一六二二) 年の史料にも「原 寺領があったかはさだかでないが、先述のように江戸時代には永 については従来どおりの寺納を認めた[五大七]。 当 時 ど れだけの 右近が高槻城主としてこのあたり一帯を検地した際も、本山寺領 寺領の安堵を行っている[四六九・五五六・五六三・五六六] 高山寺領の安堵を行っている[中世四二六・四五八・四五九・四六四・]。高山 豊期には三好長慶・小笠原貞虎・同長時・同長高・三好義興・和 印地認可は慶長~寛永期の領有をそのまま追認したも の で あ ろ 井直清の要請で本山寺にも朱印地が認められ、原村で五石三斗| 田惟長・高山飛騨守・同右近らが寺を保護する禁制を出したり、 か分離し独立の体裁をなすにいたったものと思われる。戦国・織 したがって両者の草創・中興の寺伝も全く同じであるが、 いつし



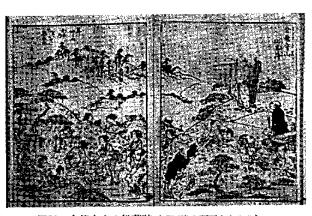
延暦九(七九〇)年のちの参議阿部兄雄が草創、坊舎一九を有したが、 康保元(九六四)年に前中納言橋公頼 台宗延暦寺塔中安楽院末で、 市内の大字成合字内供谷にあり、境内一、五九八 坪(約五、二八三平方メートル)を 有 し、 避近山金龍寺紫雲院と号した「寒し参照」。寺伝によれば、もとは安満寺と称し、からで見るのからいる。

天

5

いう〔|巻四||1--||セページ 〕。「天正年中東天川村検地帳写」[ュ━|]をみると、東天川村 の 中に「金龍寺分御いう[古代四○の参考||・四、第]。「天正年中東天川村検地帳写」[近世代]をみると、東天川村 の 中に「金龍寺分御 の子相模守敏貞の次男で三井寺の僧 で あっ た 千観がここに移り住み、旧院を再建して金龍寺と改称したと 免」と記された田畑四五筆、反別合三町六反以上、石高合四五石九斗二升九合七勺七才があり、他の田にか

状を出している[『寛文朱印鑑』下、二]。朱印地は三〇石であったが、た寺領はかなり広範囲にわたっていたことを推定させる。しかた寺領はかなり広範囲にわたっていたことを推定させる。しかである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしふである。右の東天川村でも文禄検地帳写[近世世]に「こんりらしないとを書き、大幅に減少している。 東京 大幅に減少している。 東京 は 「大小五)年 でも 年間 は このことは、約三・五キかっている段銭の記載はまったくない。このことは、約三・五キかっている段銭の記載はまっていた。



写21 金龍寺山の松茸狩(「摂津名所図会」より)

くの文人が訪れたのみならず、春の花見、秋の紅葉狩・松茸狩にと庶民の憩いの場所としても親しまれ、成 幕末にいたるまで続いた。寺域は高地にあって眺望ひらけ、桜樹・楓葉多く、古くより能因法師をはじめ多 実際の寺領は秀頼寄進の三四石余に見合う三四石三斗三升あったらしく[宍〇〇キメび七一八ページ゙]、それは

合村のことを桜邑または金龍寺村ともいった[『撰楹群]。

この浄国寺であるか、別の浄国寺があったのか、またこの浄国寺だとしてもなぜ原村の一部を寺領としても の『大阪府全志』には「浄国寺領」として原村四石二斗があげられているが〔同書第三巻、大〇〇・一ペ〕、それが 立、 天正十三(一五八五)年豊臣秀吉の命令で現在地に移転した。 移転の地が崇親院の蓮池であることによ つようになったのか、いずれもまだ不明である。 って蓮池山ともよばれた。天明八 (一七八八) 年の大火で類焼し、文化元 (一八〇四) 年再建された。 井上正雄 浄国寺 京都市下京区寺町通にある浄土宗の寺で、 永 禄 三 (一五六〇) 年信誉暁把が五条東洞院に建立をいる

原村に浄円寺(浄土宗西山派禅林寺末)あり、 上田部村に浄因寺(浄土真宗東本願寺末)あり、 『大阪府全志』の「浄国 ば、神峯山寺・本山寺と並んで原村にある寺なので、領主から寺領を与えられることはありうることである。 は使者をたてて宝樹院禅尼の百回忌を浄因寺で執行し、永井家それぞれより使者を送っている。浄円寺についていえ 神足から高槻藩領上田部へ移された。享保九(一七二四)年には永井本家 にあたる永井播磨守直亮(大和新庄藩一万石) 原村を支配しており[4—||九]、そこで寄進を得た可能性がある。慶安二(一六四九)年 直清が高槻藩主となると寺は 日向守直清が祖母宝樹院禅尼の菩提をとむらうために山城国神足茶屋町に建立した寺で【曹]清水家文書】、当時直清は日向守直清が祖母宝樹院禅尼の菩提をとむらうために山城国神足茶屋町に建立した寺で【『永井御由楮』、 寺」が「円」または「因」の誤植の可能性もある。浄因寺についていえば、同寺 は 寛 永十三 (一大三大) 年二月永井

## 第三節 初期農民支配と農民の成長

## 農民の負担

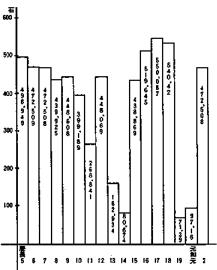
前巻V編第三章で述べたように、惣村に結集して土一揆を起こし、あるいは、一向一揆の形

で権力に対抗した百姓達は、統一政権が実施した検地や刀狩によって武装を解除され、「百

結ではあったが、それが自らの手によってではなく、士によって「保障」されたことにより、百姓違は新し 求を掲げていたことを考えるならば、この刀狩令で宣言された百姓の規定は、一面で彼らが願ったものの帰 込められることになった。徳政をスローガンとした中世後期の一揆が、土地耕作・土地保有を軸とした諸要 姓は農具さえ持ち、耕作を専らに仕り候えば、子々孫々まても長久侯」(刀狩令第三条)とされる存在に閉じ

い支配の仕組みのなかに組み込まれることになったのである。

て取り立てられる本年貢であった。これは、検地で算出された高を村ごとに集計し(村高)、それに免(年貢率) て決定していたためである。たとえば、廢長五年の「年貢納所達し状」では、まず村高から「荒分」と「堤 あり、慶長十一年・十三年・十四年など著しく低額の年もあるが、これは年貢量を毎年の出来具合いに基づい 責が徴収されている。八一四・六七石の村髙に対して五○パーセント平均の割合である。年によって増滅が よう[紫櫚象]。 慶長五(一大○○)年から元和二(一六一六)年にいたる時期、同村ではおおむね四○○石台の年 を掛けるかたちで徴収された。いま、初期の年貢量を知るために、柱本村に残る年貢皆済目録を図示してみ さて、この新しい支配体制のもとで百姓に課せられた負担を概観してみると、その中心は、石高に基づい



「納柱本村御年貫米皆洛御譜取一紙目録之事」 (葉間家文書)より作成。

(柴間家文書) より作成。 図7 柱本村の年貢高(単位:石)

ている[近世]。

は五七パーセントが、また『立見』以外分に

ついては七二パーセントの年貢率が提示され

七パーセント、中には六二パーセント、下に

見」(検見)で 上 とされた田畑には年貢率六下成」を引いて毛付高を算出、そのうち「立

よって徴収額が決められたのであるが、時と

初期の年貢は、一般的にはこうした検見に

してこれとは異なる方法が取られることもあ

を持っていたが、他方、豊作時にも増徴できないマイナス面もあった。当地では、このよりな土免制は例外 村免定がそれであり[jc#4]、ここでは、当該年度の出来具合いが判明する以前の三月に年貢率を提示し、著 れ、定免制に似て、農民の作徳意欲の増進によって、結果として提示どおりの収納が期待されるという利点 しい損毛の場合を除き、この率で納入することを命じている。こうした方式は土免制、春免制など と 呼 ば った。たとえば、寛永元(一六二四)年の柱本

山年貢など らかにする史料は見あたらないが、断片的な記事から拾ってみると、本年貢に対する付加税 本年貢のほかにも、農民たちは各種の負担を要求された。近世はじめの農民負担の全貌を明 的ケースであるが、近世初期の徴租法を考えるうえで興味深いものである。

としての口米、夫役の代償としての夫米、山年貫、国役・川普請などに際しての現夫徴発などをあげること

まず、口米・夫米についてみると、慶安二(一六四九)年の柱本村「物成納並払方勘定目録」に よ れ ば、

本年貢七七三・六二〇三石としたうえで、

此口米弐拾三石弐斗八合六勺 壱石 "三升ツン

夫代九石六斗六升

高壱分弐厘

石、夫米八・六八二九石とあり[〒世口]、ほかに富田村の事例もあげうる[元世口]。 免定や皆済目録のすべ て に、こうした記載があるわけではないが、その性格から推して、恒常的に徴収されていたとしてよいであろ 米が徴収されたのである。また、寛永十六(一六三九)年の唐崎村「年貢皆済目録」には、 口米九・〇 一 八 としている[葉間家]。本年貫に加え、年貢高一石につき三升の口米と、村高に対して一・二パーセントの夫代

慶長十二 (一六〇七) 年の田能村の言上状に、 に、「清坂領分之内九鬼山之年貢本銭壱貫文、並惣山山年貢本銭参百文相定之事」とあるこ とゃ[文書]、

山を保有している村々に対しては、 山年貫が課せられた。 文禄四(一五九五)年 の「丹州摂州境目極め」

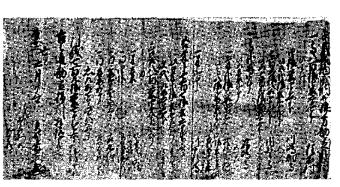
とあること[パイ|1/1]などが、その例である。この山年貢は山利用権と対になっており、山年貢の納入 が 山 支 天正十五年十一月に、石川伊賀守殿、山口玄蕃殿御奉行として在々の山を御覧せられ、山役銭拾六貫八百文別帳に仰 せ付けられ候事

付けさせられ下され候はば、有難く存じ奉るべき御事」と嘆願していてとになったおり、「御慈悲ニ御年貢召上げさせられ、私支配ニ仰せてきた先祖相伝の山が、寛文四(一大六四)年、領主に取り上げられる配の条件であった。神内村の百姓久次は、山年貫一斗を納入し利用し

き二一匁六分二厘四毛の国役銀を納入している[次文書]。 である。当初この国役は現夫が徴発されたが、次第に代銀納化した。 高槻藩領内村々の国役基準高を書き上げた史料によると、村高から大高槻藩領内村々の国役基準高を書き上げた史料によると、村高から大高槻藩領内村々の国役基準高を書き上げた史料によって徴収される負担金充てるため、天領・私領にかかわらず幕府によって徴収される負担金充しる六分二厘四毛の国役銀を納入している[次文書]。

大坂へ之御米船役」などの割付法が争点となって おり[[六|]]、また、寛永十八(| 六四|)年、唐崎村の口 並頼殿なはて破損之御普請」役、「大川堤之石直シ之御役」、「鳥羽 文十 (一六七〇) 年の柱本 村 村 方 騒動では、「三ケ牧井路筋之御普請 こうした諸負担のほか、生の労役提供も要求された。後に述べる寛

上書には



写22 柱本村物成納並払方勘定目録(**業間家**文書)

認識し位置づけているのである。

御上路之節、川堀造用・御廳船・御金船並朝鮮人上下之櫃引・川御奉行様御上下之人馬御用等之御役儀、(卷) 唐崎村にて

相勤め申し候

場合もあり、これにかかわる訴訟や騒動も少なくなかったのである。 国役銀のように、米銀で代納するかたちをしばしば取ったのであるが、右のように実際に労役を徴発される とある[近世]。 一般的には、近世社会にあって現夫が徴発されるケースは必ずしも多くなく、先の 夫 米 や

は、庄屋個人の名が宛て所に記されるケースも少なくはない[カカド一〇l]。 理運営を一手に担う公職として、大幅な権限が与えられていた。ちなみに、この期の年貢免定や皆済目録に 役に任じられている。村方三役などと称される近世の村役人制度は、当初確立されておらず、庄屋は村の管 の様子がわかる東天川村や柱本村でいうと、両村とも村内随一の高持ちである弥二郎兵衛・甚右衛門がこの 定された役人が庄屋(政所)である。この役には村内の有力な農民が命じられた。近世 初 頭 本年貢をはじめとする諸負担の円滑なる徴収・徴発や、村々の秩序維持のため、村ごとに設

様ニ仰せ付けられ下さるべく候」と述べ[||四五]、百姓身分でありながらも、自らを士身分に連なる者として こでは庄屋は領主の地方役人にあて、「御貴殿様を主君=も親ニも存じこれある事ニ御座候、外聞然るべき こうした庄屋役に任じられた百姓の意識を語る史料として、慶長年間の柱本村庄屋言上状は興味深い。そ

例に取れば、同村文禄三(一五九四)年検地帳は、村高一四一六・七三石と記した後に、 庄屋に対しては、その役に対する反対給付として、年貢除地や給米が与えられた。東天川村弥二郎兵衛を

## 右之外ニ拾四石ハ殘米ハふちニ政所弥二郎兵衛ニなほちかへ歩ちかへ

から、この時、屋敷地免除もなされたと推定される[編第三章]。 は、当初の庄屋役が、より強く領主支配の執行官としての性格 になるのであり、それと対比した時、こうした初期の支給方式 おおむね年貢とは別の村運営費(村入用)から 捡 出さ れるよう 下され候』[トサイド]とあるように、 物成(年貢) から支給されて 本村でも三石程の給米が年々支給されていた[|〇六、| | | | | | が見える。近世初頭唐崎村では二・九二五石の給米が、また柱 とを明示している。また同検地帳には彼の屋敷地が見えぬこと と注記しており[1-1]、彼に対して「扶持」米が与えられたこ いることが注目される。というのは、中後期になると庄屋給は なお、この庄屋給について付け加えて言えば、「是ハ物成ニ而 唐崎村・柱本村に残る免定や皆済目録には「庄屋給」の項目

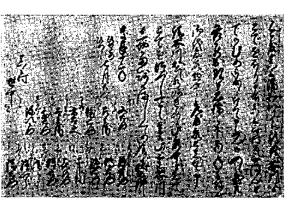
五九六~一六一四)の村と村の争いに、 仲裁者として近隣庄屋衆が登場している事例からうかがうことができ

在地管理を一手に任された庄屋は、また、広域にわたる争論に際しても、領主権力の機 能を代行し、補佐する役割を命じられた。二例ほどであるが、このことは、慶長 期(一

をもっていたことを示すものだからである。

-上郷庄屋衆」と

**惣中庄屋衆**」



写23

(郡家区有文書)

庄屋の二重

て争論調停を図ったのである。 前に遡ると推測されるが、近世統一権力は、こうした伝統を、庄屋衆の集団として編成し、その活用によっ 右衛門の、七カ村八名である[葉師象]。「上郷」といった表現にも注目するならば、この集団の淵源は近世以 右衛門、郡家村孫右衛門、五百住村甚右衛門・小左衛門、古曽部村与三右衛門、田部村彦左衛門、安満村伝 て、「上郷庄屋衆」なる集団が仲介し、これを調停している。構成メンバーは、真上村与右衛門、芥川村与三 る。その一は、慶長十四(一六〇九)年柱本村で生じた庄屋と百姓衆との入用をめぐる争論に際して で あっ

先の「上郷」と並び、この『惣中」なる文言も、当地域における中世末~近世初頭の在地秩序のありようを 屋として編成、これを活用して在地管理に臨んだことを指摘するにとどめておきたい。 暗示していると考えられるのであるが、さしあたりここでは、近世権力が、そうした秩序維持の担い手を庄 天川・安満・大塚・郡家・唐崎・服部・三島江・柱本・宮田・西面・富田・西五百住の一四カ村である[三世代]。 るグループが登場し、仲裁に当たっている。ここに登場する庄屋衆の村名を列挙してみると、冠・梶原・西 慶長十二 (1大○七) 年に、真上村と芥川村の間で生じた用水争論に際しては、「惣中庄屋 衆」と 称 され

た在地の自治的管理システムとの関係は、幾分判明する。以下、柱本村を例に取り、両者の関係について述 かったが、各村々の次元でみると、統一権力による民衆統治の方式と、中世以来展開してき

「上郷庄屋衆」や「惣中庄屋衆」のレベルでは、史料的制約によって、あまり明らかではな

さて、柱本村の庄屋役が甚右衛門に命じられたことは、すでに述べたところであるが、注目すべきは、

慶

でもあったことである。たとえば、慶長十三 (一六〇八) 年正月二十三日、同村年寄衆は小百姓と の 争 論 に 長十年代における同村年寄衆の起請文などによれば、彼はまた、同村における年寄衆と呼ばれる集団の一員

去年、去々年分御年貢米算用之事

去年諸事入用打物之事

といった申し合わせをしているのであるが[||世||]、実は右の甚右衛門も、この年寄衆起請文連署者八名の一 通りに御願い、達而申し上げ候事 右之算用共、小日記を以って慥かに各々年寄衆として万相定め申す上は、たとへ脇百姓何かと出入申し候共、公儀へ

と同時に、他方、年寄衆と称される集団の構成メンバーでもあったわけである。 ところで、この年寄衆であるが、前述したように、近世の初めにはいまだ村方三役の一役職としての年寄

員として登場するのである。つまり、彼はこの時期、一方では領主から柱本村管理を命じられた庄屋である

が公的に存在せぬことや、右の起請文にも表現されている年寄衆の強い結合の様子を考え合わせるとき、こ の集団は、かつて乙名衆・長衆などとも呼ばれた中世惣村の運営集団の延長線上にあるものと推測される。

彼らは一方で、 成長しつつある脇百姓(小百姓)を村政から排除しながら、 他方その強力な連繫を背景とし て、年貢地下請や検断権の獲得を通じて、領主に徳政を要求した惣村の担い手たちの末裔だったと把握でき

こうした事情を念頭においたうえで、改めて先の庄屋役について考えるならば、この設定は、惣村的村運

してみよう。

営集団の解体を目的として、在地に持ち込まれた分断政策であるとすることができる。年寄衆のなかの特定 いはで申すべき事」[jell]といった一体性をもって集団運営を行ってきた年寄衆に対する、真向か ら の 攻 人物を庄屋に命じ、彼に特権を与えて村管理を担わせる方式は、「御セつかんなされ候ハゝ、各々一所ニあ

初期村方騒(年寄衆の一人に権益を与え在地管理を図る統一権 力の政策は、しかしながら村民の間に新しい戦線

繋であったといえよう。

年の庄屋弥二郎兵衛申上状[ஹサイト]により、この事件の様子を概観 である。以下、慶長十三(一六〇八)年の惣百姓訴状[近世]と、同 ある。慶長中期の東天川村騒動は、こうしたあらたな矛盾の顕現 たちがあらたに連繋して、庄屋中心の村政を批判しはじめたので 寄衆と、経営の自立・安定化を背景に力を増しつつあった小百姓 を作り出すこととなった。庄屋の専断に不満をもつ庄屋以外の年

屋敷地を一人占めした、また腹・草などを横領した、別検地帳を を横領した、検地奉行から下付された高外れ一四石余の田畑や蔵 た。庄屋弥二郎兵衛は年貢高のほかに、上乗せ分を徴収し、これ まず、前者によって事件の争点を掲げると、次のごとくであっ

東天川旧村(市内東天川

えで、かかる非分をされては我々は堪忍ならぬと訴えている。 作り自分の都合のよいように改竄した、未進年貢の利息を一〇パー セント上げ利ざやを稼いだ、等々。百姓たちはこのように記したう

検地帳を作るようなことはしていない、未進年貢利息の件は下代官 を納めており、また葭・草は代官から自分に下されたのである、 のためにしたことで、自分の利益とはしていない、等々。 は検地奉行より自分に与えられたものだ。蔵屋敷地に関しては年貢 の上乗せ分については、惣百姓も同心したはずである、一四石余 これに対して、庄屋弥二郎兵衛は逐一反論する、すなわち、年賃

せられ、さい所へくたされ申し候を、庄屋壱人として(中略) 取り申し 候 事」といった文面が端的に示すよ 訟側の主張に一貫する論理は、たとえば、「御けんち御奉行衆より、 についてもそもそも問題の捉え方自体にズレのあることである。訴 こうした両者の主張を対比した時、目をひくのは、いずれの争点 ぶちがい・せちがいこならし候 くと仰

なく自分に与えられたものである、といった判断、あるいは私的利害に基づく行為ではないというものであ 方、このような惣百姓の主張に反論する庄屋の見解は、惣百姓は同心しているはずであるとか、惣中にでは うに、村に下付された物を庄屋が押領したとか、百姓に相談なく恣意的に取り計らったという点である。他

かかる両者の主張のズレは、結局のところ、年寄衆が前代以来培って来た在地運営の論理と、統一権力

(葉間家文書)

弾の運動が、庄屋以外の年寄衆のみならず小百姓をも訴訟側の一翼としていたという点で、旧年寄衆の単な る権益争いにとどまらない、新しい運動としての性格をもつものであった。 による民衆支配方式とのギャップから必然的に生じたものといえよう。そして、さらに言えば、この庄屋糾

では、このような初期の村方騒動は、どのように決着したのであろうか。右の東天川村争論の場合、

その

政委任の文言が、その証左である。とに成功したとみることができる。次に示すような庄屋への村地支配の橋頭堡としての庄屋を、百姓たちの論理に包摂するこなどから推すと、惣百姓達の要求は一定程度奏功し、領主の在結末は残念ながら判然としないのだが、柱本村の同時期の史料

罷り成り候様=御才覚頼み申し候 [山〇四]。う"も在所之始末頼み申し候 (中島)、館々我も人も在所ニかんにん当所中、免合その外万算用=付て、貴殿へまかせ申し候間、いかや

で、現実に機能しはじめるのである[葉櫚象]。 貫滅免などについて、庄圉をしてその要求の先頭に立たせる形体は他年寄と脇百姓である。そして、この委任は、たとえば年ここに言う貴殿とは、庄屋甚右衛門を指しており、委任する主

近世初めの時期、農民遠は、このような騒動を通じて、村支



写26 富田村五人組改帳(吉田(秦)家文書)

配の執行官として設定された庄屋を、自らの代表として取り戻し、前代より の在地の論理を発展させる地歩を築いたのであった。

だてとして編成したものといいうるであろう。ただ、こうした施策は、一面 から組織化が命じられた五人組制度なども、農民の相互扶助機能を支配の手 として行うよう指示しはじめたこと、などがその徴証である。寛永中期ごろ し、庄屋の補佐役として位置づけはじめたこと、窮乏化した農民の救済を村 幕政に関して若干述べておくならば、たとえば、年寄を村役人と して 承 認 料的な制約から、当地域に則してこの転換の実例をあげえないのであるが、 ちょうど永井氏が高槻に入封した慶安二(一六四九)年前後に開始される。史 それを前提に統治していく方式への転 換 で あ る。この転換は時期的には、 限を与えて在地管理を行う方式から、農民の自治的村運営を一定程度容認し、 打撃を与え、農政転換を余儀なくせしめるにいたった。すなわち、庄屋に権 小 農政の転換と 百姓の成長 の、右に紹介したような運動は、領主側の農村統治方式に 惣村の伝統を背景として、統一権力に対抗した 農 民 たち

別的把握を確実に行い、

ら全国化する宗門改帳の形をとった戸籍の作成や、慶安の触書に見える農民生活への干渉は、先の農政転換

で領主の在地からの遊離をいっそう進めることとなったから、領主側としてはその補完のために、農民の個

また日常生活への関与を強化する必要があった。 寛文年間(一六六一~一六七三)

z)>



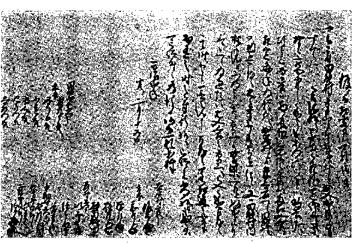
72

になると、村々では新しい動きが始まる。村の自治的運営 に伴う民衆統治の補強策であったといえるのである。 さて、このような歴史展開を前提として、一七世紀後半

下層の農民たちが、独自の要求を掲げて、村政参加や村運 たる訴状をしたため、庄屋・年寄・大百姓の横暴を批判し 営の民主化を追求しはじめる。以下、柱本村を例にとり、 においては、有力農民や年寄衆の陰に隠れがちであった中 の容認を所与の条件として、太閤検地の段階や初期の争論 七世紀後半の村運営の様子をみてみよう。 寛文十(一六七〇)年、柱本村の小百姓たちは七カ条にわ

ごとくである。 た[뉴州]。その主張するところを要約して み る と、次の

体的に言えば、たとえば三ケ牧井路筋の普請や大川堤の石直しで ているのだが、庄屋・年寄衆は承知してくれず迷惑している。具 あるが、これらについて一日役と名付け、大百姓にも小百姓にも一 普請役や村中の諸役負担につき、持高に応じた割り付けを要求し 我々は柱本村の小百姓共である。我々は、領主から命じられた



これまた同様に一律負担を強制する。このような負担については同率で割り付ける一方、領主より下付される扶持米につ 律の負担を強制する。また、鳥羽・大坂への年實米運搬については舟日役とし、高槻への米払いを高槻日役と名付けて、 方式を命じてもらいたい。 いては持高によって分配するという不公平さである。どうかこうした事情を賢察のうえ、庄屋・年寄に対して負担の高割

諸役負担をめぐって大髙持と小髙・無高との間で対立があった[JEII]。 三名が庄屋・年寄を相手取り訴訟を起こしている[jtt]し、また、元禄八(j大九五)年には奈佐原村でも、 求しているのである。このほか同じ時期に、津之江村でも、年貢割り付けや諸入用勘定をめぐって、小百姓一 る各種労役の割り付け法であり、小百姓は彼らの生活維持を論拠として、持高に応じた負担割り付け方式を要 柱本村小百姓たちは、このように訴えている。一見して明らかなように、ここでの争点は、農民が負担す

こうした運動を通じて、村政は徐々に小百姓たちに適合的なものへと変化していく。同種の争論の和解文

書と思われる、天和元(一六八一)年の東天川村の史料は、その一端を示す好例である。

村中諸事入用銀ハ、向後壱帳 "極め、毎月晦日毎 "小百姓之内より弐人つゝ出、庄屋年寄立合い、諸事入用払い 勘 定 東天川村庄屋年寄と小百姓と出入仕り候に付き、各々御扱いニ而埒明き申す済し状之事

を聞き、其の上勘定之奥印"立"印判致し置くべき事

御免定・御細見帳之儀、幾度成り共見せ申すべき事

右之通り、各々御扱いニ而双方和談仕り、出入相済み申し侯後、御年貢方並諸事入用前々之通りニ相違なく□用仕る ベ く(\*\*) 候、此の上ハ向後互いニ少しも申し分御座なく候、後日のため連判仍て件の如し 村之諸事入用銀、小百姓も高相応ニ指出シ申すべく侯、然る上ハ利銀之儀ハ相談ニ而埒明け申すべく侯事 対策を講じることになるのである。

村間の新秩

右に述べてきたように、統一権力による支配 と百姓勢力との対抗を通じて新しい村運営の

天和元年

西十一月廿一日

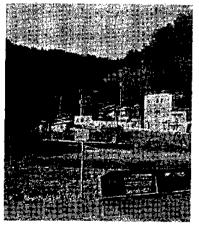
った方式の確立は、一七世紀後半の小百姓たちが、村運営の 免定の公開や、村入用勘定に際しての小百姓立ち合いとい

を強め、他方、幕뾺領主の側も、この村管理のため、各種の 一方で百姓たちの要求を領主に訴える団体としての性格 う。後に取り上げる近世中後期の村は、こうした 動 向 を 経

民主化運動を通じて獲得した成果の具象といってよいであろ

同村 東天川村庄屋 五郎衛門 二郎衛門 (一五名略) (三名略)

「商品孫通」木村武夫編『近世大坂平野の村落』所収「中部よし子『元禄・享保期における農業経営と



写29 出灰旧村(市内大字出灰)

が、ここではそうした村間争論の一例として、田能村と出灰村の間で争われた入会山の帰属問題を素材とし が模索された時期でもあった。それらは、具体的には水論・山論・村境争論の形をとって現れる の で あ る

秩序が形成されつつあった近世初めの時期は、また、村と村の間においてもさまざまの問題が生じ、新秩序

擲したり、山売却を阻止する事件もあったという。このように田能村は、天正十五年の山検地を 根 拠 と し その後も出灰村村民は同山に押し入り草木を刈り取るなどの狼籍を働き、天正十七(一五八九)年、慶長十二 て、当該山が自村領であるとし、出灰村の行為を攻撃しているのである。 両村の入会山であったが、同検地によって田能村領とされ、山年賃も掛けられるようになった。ところが、 ると次のごとくであった[iillin]。問題となった「たからの山」は、天正十五(一五八七)年の山検地以前 は であるが、まず、慶長十五(一六一〇)・十六年に記されたと推定される田能村訴状によって内容を探ってみ (一大〇七) 年に処罰されたにもかかわらず、近年又々押し入り迷惑している。またこの間、田能村村民を打 さて、この田能村と出灰村の山論は、天正期から元禄期にいたる一世紀にわたって断続的に争われたもの

ある。 検地に際しての田能村領化を認めず、従来の伝統を楯にしてその後も草木刈り取りを強行したというわけで 云々とあることから、その論拠は、天正十五年の山検地以前の入会慣行にあったと考えられる。 いのであるが、別の田能村訴状に「(出灰村は)田能村之草山ハ両村之入会と押領申し 懸 けら れ」[如書] では、これに対して、出灰村側の主張はどうか。同村に関係文書が残存せぬゆえ、直接知ることはできな 出灰村側は

第二に、この線引きは、出灰村側の旧慣に依拠した執拗な抵抗にあって貫徹 に、問題の発端が統一権力の山検地による領有権設定にあったこと、しかし 灰村より田能村に納めることを条件に、入会山とすることとなった[二三五]。 所についても帰属争論が起き、これらについては、同年、毎年樽代一石を出 村領」として落着するのである[元世口]。なお、両村の間では、この「たから り、この理解をめぐって元禄期に争論が再燃、結局、先の範囲を「永代出灰 とから、いったん慶長十六年段階で一部が出灰村に割譲されたようである。 毎年山手銭弐貫文宛『相定め、証文『取りおろし置かれ候』[近世]とあるこ 山、北ハ岩谷ねり尾、 〇)年の証文に、「田能村領宝山之内、出灰村へ慶長拾六年より、 南ハ津国 の点も間接的史料からではあるが、 最終的に争論が結着した元禄三(一六九 の自立・独立化に対応して同種の山争いは生じたかもしれぬが、しかし現実 していないことである。 の山」のほか、万治二(一大五九)年には、「的谷・たびらこ・なか谷」の三カ ただ、この割譲については、田能村側は単に預け置いたに過ぎぬと認識してお さて、このような形で争われた山論の経過を顧みて注目されるのは、第一 こうした両村の対立は、では、その後どのように展開したであろうか。こ 西かつらが谷南之尾、西八峰、東ハ湯屋谷ヲかきり、 かりに、天正検地が行われなかったとしても、両村



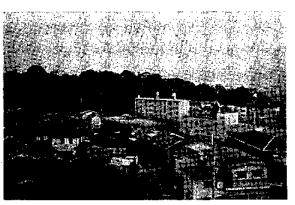
写30 田能村領たからの山一件につき目安案(中書家文書)

ある。 と、こうした点が、本争論の経過において、特に注目されるのでも似て、出灰村側の慣習に依拠した抵抗に会い貫徹しなかったこと、だが、この権力的分割は、前述した年寄衆と庄屋との対抗にの発端はまぎれもなく統一権力による一方的線引きに あっ た こ

ことは、先に述べたところであるが、一七世紀後半一〇年余にわである。田能村・出灰村争論の最終的和解が一七世紀末であった[hilled]、等々。そして、こうした争論がおおむね落着があった[hilled]、等々。そして、こうした争論がおおむね落着また正保二(一大四五)年にも、両村間で天神山領有について争論また正保二(一大四五)年にも、両村間で天神山領有について争論また正保二(一大四五)年にも、両村間で天神山領有について争論ところで、村と村との間の争論は、右の一件に限らず一七世紀ところで、村と村との間の争論は、右の一件に限らず一七世紀ところで、村と村との間の争論は、右の一件に限らず一七世紀ところであるが、一七世紀後半一〇年余にわてある。

**僕も、此の判形之者共罷り出、申し分仕るべく候」との証文が取り交わされ、落着している[家文書]。こうし** 立[Jill]]]、また桜井村と神内村との領境論も、元禄九(一六九六)年に、「此のさいめニ付き、以来申し分御座 たって奈佐原村と郡家村など四カ村の間で紛糾した虻山争論も、元禄八(一六九五)年の裁許を経て約定が成

た村間の新秩序の形成は、山利用や境界問題に限らず、別章で触れる用水問題についても指摘できるところ



写31 宅地化された天神山付近(市内天神町二丁目)

期でもあったのである。 であり、一七世紀は、村と村とが関係する諸権利をめぐって激しく争い、そして一定のルールを確立する時

## 第四節 宗教界の新動向

高槻市城内の寺社は、富田の一向宗道場が近隣の武士勢によって焼き打ちされたことが象徴

寺社の再興

するように、戦国争乱の兵火のなかで数多くの被害をうけた。さらに高山右近が 天正元 (一

などであり、寺院では金龍寺(成合)・伊勢寺(奥天神町)・安岡寺(浦堂本町)・本山寺(原)・霊山(仙)寺 伝える神社は濃味神社(天神町)・野見神社(野見町)・磐手杜(森)神社(安満磐手町)・ 春日神社(成合北の町) の信仰を徹底させるため寺社を破壊したといわれ、その被害は大きかった。高山右近によって破壊されたと 五七三) 年八月に高槻城主となって以来、 天正十三 (一五八五) 年閏八月に明石に転封するまで、 キリシタン (霊仙寺)・広智寺(天神町)などであったという。 戦国期から高山右近時代にかけての寺社被害の正確な把

城主の時代、そして関ケ原合戦後徳川家直轄領となり徳川直臣が代官として支配にあたっていた時代、さら に大坂の陣で豊臣家が滅亡し、徳川政権が確立してきたことに対応して高槻が藩領として支配され、内藤氏 土岐氏・松平氏・岡部氏とあいつぎ、永井氏が入封する慶安二(一六四九)年 頃 までの 時代と、それぞれ 高山右近の明石転封と、高槻が豊臣家直轄領として支配された時期から関ケ原合戦直前の新庄直頼が高槻 握は困難であるが右にあげたもの以外にもかなりな数に及んだものと推定される。

興される動きが出たのである。と信仰のたかまりや領主の支配政策とのかかわりのなかで再の諸画期と対応しつつ、高槻市域内の寺社も住民生活の安定



写32 簡 智 表(市内天神町二丁目)

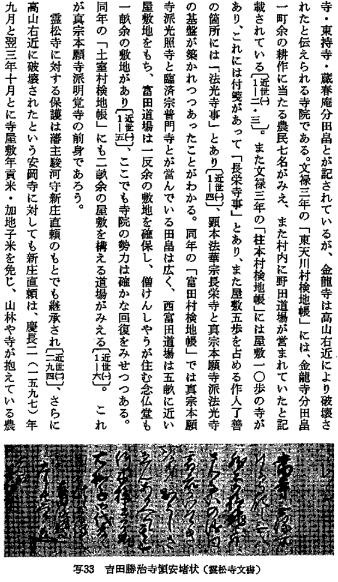
造営されている[府神社文化財図録』]。 また文禄二(一五九三)年十一月二十二日、代官であった修理亮吉田勝治 活気を回復しつつあったことは確かである。天正十八年には摂津国奉行片桐且元のもとで上宮天満宮社殿が の生活にあてるよう伝え、保護策をとっている[ユロサイト]。 は霊松寺に対し、 霊松寺は無縁所であって寺領がないが、 同宿衆によって山内を開墾し菜園などを営み、寺

載されている[ユ━ニ゚・ミェ]。また文禄三年の「柱本村検地帳」には屋敷一○歩の寺が が真宗本願寺派明覚寺の前身であろう。 寺・東持寺・蔵春庵分田畠とが記されているが、金龍寺は高山右近により破壊さ 同年の「土室村検地帳」にも二畝余の屋敷を構える道場がみえる[近世代]。 これ 屋敷地をもち、富田道場は一反余の敷地を確保し、僧けんしやらが住む念仏堂も 寺派光照寺と臨済宗普門寺とが営んでいる田畠は広く、西富田道場は五畝に近い の基盤が築かれつつあったことがわかる。同年の「富田村検地帳」では真宗本願 の箇所には「法光寺事」とあり[近世刊]、顕本法華宗長栄寺と真宗本願寺派法光寺 あり、これには付箋があって「長栄寺事」とあり、また屋敷五歩を占める作人了善 れたと伝えられる寺院である。文禄三年の「東天川村検地帳」には、金龍寺分田畠 一町余の耕作に当たる農民七名がみえ、また村内に野田道場が営まれていたと記 畝余の敷地があり[ユートロ]、ここでも寺院の勢力は確かな回復をみせつつある。

成されたものという「東天川村検地帳」(写)によると[ユロサイト]、 同村内には 金龍寺・霊松寺の免田分と大蔵

文禄三年の太閤検地帳によって寺社の動きを知ることができる。天正十年以前、高山右近検地 の

時 に作

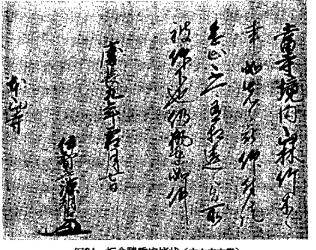


民を従来どおりに許すことを伝えている[五・二九六]。 ている[三世二]。 りに領有し、その範囲の樹木で本堂修理をするよう命じ に対しては、慶長三年十月に、山林境内をこれまでどお た高山右近のため一山灰燼に帰したと伝えられる本山寺 生

藩主として臨んでいたが、島上郡は徳川家の支配となり、関ケ原合戦に徳川秀忠に近侍して加わった板倉重 十一月三日にもまた同様な保護を安岡寺 に与え ている をもって本堂修理料にあてることを命じている。翌六年 と同様、本山寺による山林境内の領有を許し、その樹木 る一大名の地位に転落したといわれる。その直後にあた あった青山元定・名倉吉次は連署して、新庄直頼のとき る慶長五年十一月二十日、板倉重宗のもとで奉行の任に 覇権は徳川氏が握り、豊臣氏は摂河泉六五万石余を領す [八・二九九]。 島下郡茨木は豊臣秀頼方の武将片桐且元が[近世二九]。 島下郡茨木は豊臣秀頼方の武将片桐且元が 慶長五年の七月から九月にかけての関ケ原合戦により

宗がこの要衝の地の寺社に対する支配の責任を委ねられていたらしく、島上郡内の寺社保護策を打ち出して

いる。さらに慶長九年十一月七日には板倉重宗の父で当時京都所司代の要職にあった板倉勝重が、改めて本



あったと思われる。

山寺に対し、境内竹木の自由な利用が将軍から仰せ下されたとして通達している[IIIOO]。

主は内藤信正―土岐定義―松平家信―岡部宣勝―松平康信とめまぐるしい変転があったが、その間、安岡寺 慶長十九(一六一四)年、翌二十(一六一五=元和元)年の再度の大坂の陣で豊臣氏は滅亡した。以後高槻藩

| 霊松寺に対する保護策が出されている[ʃi|||O四〇|]。

除されている[元世] | ]。とくに江戸幕府と諸藩は未解放部落に対しては神社屋敷の年貢免除どころか氏神を いたことがわかる。その理由がどこにあったか明らかでないが、住民の祭祀に対する要求の強さがあったの 祀ることすら許さなかったが、この富田村内においてはそれを公認していて、まったく例外の扱いを受けて 興寺・清蓮寺・教行寺・本照寺の寺社屋敷と、同村内の未解放部落住民たちの宮と道場の屋敷地とが年貢免 村検地帳」によって、同村内の神社である八幡宮・天神宮・三輪大明神宮と寺院である慶瑞寺・普門寺・正 その間、富田村は一貫して徳川家直轄領(天領)として 支配されていたが、延宝五(一六七七)年の「富田

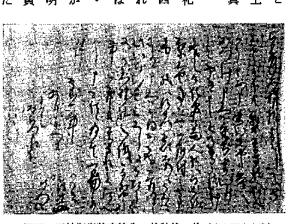
村座の動向

ではないかと考えられる。

中行事化していたことを思えば、高山右近の時代において、寺社や在地における神仏信仰とかかわる年中行 事が崩壊に瀕していたであろうことは想像にかたくないところである。それだけにその復活は困難なことで 寺社の再興はたんに建物の再建ではなく、寺社をめぐる宗教的諸行事の復活である。次項で も述べるようにキリシタン信仰の衰退期においてすら一部信徒によってキリシタン信仰が年

上宮天満宮(天神町)は真上村と上田部村との 鎮守社であったが、慶長十(一六〇五) 年に 上田 部村 が上

となっていることによって、寺院が住民生活に深く根をおろしたとなっていることによって、寺院が住民生活に深く根をおろしたころ、霊松寺出火によりこれが焼失したため、上田部村では真上村と談合のうえで行うことを約束している[三世七]。しかし、上村と談合のうえで行うことを約束している[三世七]。しかし、上村と談合のうえで行うことを約束している[三世七]。しかし、上村と談合のうえで行うことを約束している[三世七]。しかし、中社等寺(安満北の町)・常見寺(東五百住町三丁目)と庄屋中などが浄土真宗寺院である光照寺(のち本照寺と改まる・富田町四丁目)・浄土真宗寺院である光照寺(のち本照寺と改まる・富田町四丁目)・浄土真宗寺院である光照寺(のち本照寺と改まる・富田町四丁目)・浄土真宗寺院である光照寺(のち本照寺と改まる・富田町四丁目)・浄土真宗寺院である光照寺(のち本照寺と改まる・富田町四丁目)・浄土真宗寺院である光照寺(東五百住町三丁目)と庄屋中などが浄土真宗寺院である光照寺(東五百住町三丁目)と庄屋中などが浄土真宗寺院である光照寺(東五日の一大では東上でいることによっていることによりている。



5.35 天袖阁幽装事僚失一件郭默一村,(真上区有文章)

多面的な活層の住民の台頭などによってあらたな編成替えが求められたこともあった。 中世以来の惣村的な自治的な祭祀組織は、それを構成する個々の村々の自立性や村民の増加、さらに中下 **元文元(一七三六)年十一月に田能村民によって編述された「田能村宮座記録」によれば、万治年間(一六** 

躍をしていたことが知られ、改めて注目される。

年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。 年にまた三年間勤める以前の制度に復したのである。

実施しようとしただけでなく、住民の犯罪に対しても村追放などの制裁を関の宮座は田能村内の共同の神社・寺院での祭祀・法会を厳格に、大口、大学・など五家産(二六家族)から成っていた。 この脇座が清水垣内(七家族)など五家産(二六家族)から成っていた。 この脇座が族で構成)・鳥部屋垣内(七家族で構成)など二五家産(六八家族)、脇座は族で構成)・鳥部屋垣内(七家族で構成)など二五家産(六八家族)、脇座は族で構成)・鳥部屋垣内(七家族で構成)など二五家産(六八家族)、脇座は族で構成)・鳥部屋垣内(七家族で構成)など二五家産(六八家族)、脇座は



写36 田 能 村 宮 座 記 録(商谷重夫氏所蔵文書)

寺社の村座行事にはお供えにし、出席者に饗する料理が必ずを行使していたのである[三大三]。

保生なり、 関布・ 花鰹・ 数子・ 鰊・鱈などが使用されている焼豆腐・ 昆布・ 花鰹・ 数子・ 鰊・鱈などが使用されている組 重 など に、牛蒡・蔵牛蒡・人参・大根・頭芋・芋・慈姑・この成立年代は不明であるが、 正月元日の雑煮・焼 きも の・伴うが、唐崎村の年中行事に関わる料理献立書が残っている。

ると栄転であった。秀吉は高槻本城を秀次に預け、秀勝が支配は一二万石)に転封した。高槻が四万石であったことか ら 考 え曽我部攻撃に示した戦功を黄して、 播磨国明石六万石 (一説でシタン信者の動向)高山右近が紀州根来・雑賀攻撃と四国の長。機におけるキリー天正十三(一五八五)年閏八月、豊臣秀吉は高槻におけるキリー天正十三(一五八五)年閏八月、豊臣秀吉は

ものであった。

これはかなり豊かな献立だが、その食事作法はかなり厳格な

髙山右近と離れて自立した信仰を続けることはかなり困難であった。天正十五年六月、豊臣秀吉が明石城主 には従来どおりの信仰生活を保証したのであった[裔山右近]]。 しかし、高槻地域におけるキリシタン信者が に当たり、高槻領の一部は秀吉の右筆でキリシタン信者であった安威了佐に与えて、同領内の教会や神父ら



写37 船 上 城 址 (明石市新明町)

ジュスト同様キリスト教徒であったが、四万人以上いた内、六千人以上も信仰を堅持しなかった」と記して(高55年) としての高山右近を追放し、キリシタンの布教禁止を打ち出した直後に、宣教師ペドロ・ラモンが肥前生月と 二、三の村を残すのみとなった」(同上)と述べている。これは明石藩領民の動向を伝えたものであるが、高 た書状では、「高山右近の領民は彼が所領を奪われたことにより、自ら信仰を棄ててしまい、わずかに辺鄙な いる[高瀬廣-|郎『キリシ]。さらに慶長四(一五九九)年の宣教師ペドロ・デ・ラ・クルスが肥前長崎 から 出 から出した書簡によれば、「彼は所有していた城を去ったが、農民はすべてそこにとどまった。彼らはかつて

槻藩の領民においても事態はほぼ同様であったと推察される。

II ]。そもそもこの筆者はパウロ人見なる人物であることが署名でわかり、その年中行事部分は文禄三年端六四]。そもそもこの筆者はパウロ人見なる人物であることが署名でわかり、その年中行事部分は文禄三年端 で出迎えていることから、高山右近の旧家臣であった可能性は強いし、また山城国乙訓郡勝龍寺にいたイ れ、山 科 迄 参上」(原漢文)とあり、当時加賀前田藩内にいた高山右近の息女が上洛するにあたって山科ま が高槻の住民であったかどうか明らかではないが、三月十八日条に「長房公御姫君様、内々御上浴あそばさ 月(一月)三日に宜教師オルガンチン(普留岸鎮) 様の 御本書を写したものと書かれている。このパウロ人見 日のドミンゴにいたるまでの年中行事と、身近なキリシタン信徒の動向や重要な事件が書きこまれている[# された。日本の暦による文禄三年一月一日のドミンゴ(主の日・安息日) から は じ め て、同年十二月二十六 されていたといわれる一五九四(文禄三)年の「キリシタン・カレンダリョ」(キリシタン年中行事費)が発見 だが一部のキリシタン篤信者は信仰を続けていた。安満北の町にある真宗本願寺派の浄督寺にかつて所蔵

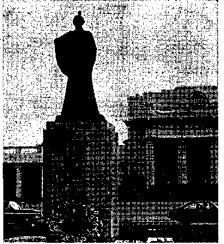
マン木村ミゲル(イルマン・デイゴまたは木村・セバスチアン)との交流があるし、河内国交野郡校方から鍵屋シ

パウロ人見が盂蘭盆や鎮守社の祭礼など伝統的な地域の伏見・勝龍寺・淀および河内の「砂之衆」が集まったとも考えられ、いよいよパウロ人見は高槻近辺に居らに三月十日、山村ジョアンの妾妻の喪礼に当たって山らに三月十日、山村ジョアンの妾妻の喪礼に当たって山ちに三月十日、山村ジョアンの妾妻の喪礼に当たって山ちに三月十日、山村ジョアンの妾妻の喪礼に当たって山ちに三月十日、山村ジョアンの妾妻の喪礼に当たって山ちに三月十日、山村ジョアンの妾礼など伝統的な地域

での行事にどのようにかかわったか明らかでないが、

レンダリヨに従って忠実なキリシタン信仰に明け暮れた

じ年の八月一日に京都において秀吉から与えられた敷地にフランシスコ会の「御天使の元后」と呼ばれる天 いう。この不法な宣教師とはフランシスコ会のペドロ・パウチスタやヘロニモ・デ・ヘススなどであり、同 タン宣教師に不法な振舞いがあるので、コンパニヤ御門派以外の宣教師の言を用いないよう協議がされたと 国の信徒が集まることもあった。とくに九月十四日夕刻からはコンパニヤ御門派(イエズス会)以外のキリシ しなかったように思える。その会所には山村マリアの喪礼に集まった山城の伏見・勝龍寺・淀、さらに河内 正二(一五七四)年に建立した髙槻の天主堂も、また天正十年に安土から移建した高槻セミナリョももう存在 ことがうかがわれる。さらに弥左衛門ジュアンの会所 (教会にあたるものか)に赴くことが多い。 高山右近が天



写38 マニヲ市駅前の右近礁(広蕪課提供)

また苦悶にみちみちた事情は収拾つかず、日々この現状を見るのは痛心のいたり」と述べ〔サシタン大名』〕、 が促されたのである。 [六四11]。 イエズス会とフランシスコ会との信徒争奪戦が繰り拡げられ、イエズス会による信徒の結束強化[中世] も、それに組することはしない」という意味のことを書いて、イエズス会宣教師に提出した こと がわ キリシタン内部の分裂が秀吉のキリシタン弾圧と併行して、信仰の後退を招いていることを慨嘆している。 もイエズス会総長あての手紙のなかで「この悲しい不和によりキリスト教を全国に拡める見込みはなくなり、 したものである。パウロ人見に「キリシタン・カレンダリヨ」を写させたイエズス会の宜教師オルガンチン 主堂と、それに附属する修道院を建立して、大胆な布教を開始していたことに対するイエズス会の対応を示 浄誓寺に旧蔵されていたと伝えられる一五九五 (文禄四) 年 一二月三日付 のパウロ人見の 響約 書に よれ 「我らはイエズス会の信徒であることに間違いはない。これから他の門派の宣教師がみえ られ よう と

り」と記し、さらに六月四日には、豊臣秀吉の伏見城普請によって「諸物高直なり」と述べている。 る、佐久間河内殿・佐藤駿河守殿・水野亀助殿・龍川豊前守殿・石尾与兵衛殿・竹中貞衛門尉殿が御奉行 パウロ人見はこの「カレンダリヨ」の三月十一日のところに「太閤様二月の初頃より伏見 御 普請 遊ば

ずるなど組織的な弾圧を開始した。慶長十九年には高山右近らキリシタン一四八名を マニ ラ・マカオ に追 七(一六一二)年三月、改めてキリシタン禁 止令 を 出し、教会の破壊、キリシタン大名有馬隋信の切腹を命 それに同乗してくる宣教師を阻止することはできず、キリシタン抑圧も徹底を欠いていた。しかし、慶長十

徳川幕府も禁轍政策をとっていたが、他方では貿易による利益追求は止めがたく、ポルトガル船の来航と

にいたった。

翌十五年二月にかけての島原の乱を契機にキリシタンはいよいよ厳禁される 放し、以後キリシタンの処刑があいついだ。寛永十四(一六三七)年十月から

領民支配の重点がキリシタン弾圧におかれていたことは疑うこと が で き な が、それでもなお強硬な信仰は一部に続けられていた。したがって高槻藩の 右近の明石転封と大名剝奪・放逐などにより、信徒の退転はあいついでいた 畿内地方におけるキリシタン信仰の拠点ともいうべき高槻地方では、 高山

シタンを安易に排除することはできなかった。 る利益がそのことと直結していただけに、貿易と布教とが結合していたキリ 弾圧がほぼ完了した以後、秀吉・家康が苦慮したのは対キリシタン弾圧であ の緊がりの強いのは一向宗とキリシタンであったが、信長によって一向宗の る為政者にとって、宗薮勢力の打倒はその鍵の一つであった。とくに民衆と った。軍事力強化に政権維持の最終的な拠り所があった以上、南蛮貿易によ 寺請制度の 安定し強力な全国的な統一政権権力を形成することを最大の 政治課題にした織田信長・豊臣秀吉・徳川家康らに象徴され

しかし寛永十二(一六三五)年になって幕府のキリシタン弾圧政策 は 一

举



幕 府 老 中 連 署 状 (奈良教育大学所蔵・永井家文書)

城国乙訓郡友岡村住民中の「惣様」百姓は、いわゆるキリシタン 用 語 た 将軍の耳に入り、改めて厳重な法度が出さ れ た の で、領内における穿鑿を は「以前よりキリシタン制禁にかかわらず、今に根絶していないとのことが 老中五名が連署する寛永十二年八月二十七日付の奉書を受けとった。それに にしていたといっていい山城国勝龍寺において、城主永井直清は、江戸幕府 のパウロ人見の注記でも知られるように、髙槻のキリシタンと信仰生活を共 に強硬となり入念となってくる。文禄三年の「キリシタン・カレンダリヨ」 別改めに近いもので、まだ友闘村の檀家寺による寺請様式にはなっていない 左衛門およびその下人二人を含む家族から堂の坊主にいたるまで記載した人 もとづいて、その一週間後に、かつてキリシタン宗門になったことのない 厳重に実施し、キリシタン信徒がいれば捕縛して通報せよ」と命 じ て い た 〔4-110〕。そしてさらに十月十日に京都所司代板倉重宗から出された法令に近世(f) 『アンショ」(天使)・「ラザル」(ハンセン氏病)を織り交ぜた 南 蛮 起 (吉利支丹ころび申しゆらめんとの事)を提出させられた。 それは友岡村庄屋 **『シュラメント』(起請)・『コンヒサン』(告白)・『テッスル』(誓う)** 



る

見されていないが、所司代板倉重宗が作成した「キリシタン人別調査書」と

、係史料―南蛮起請と宗門改・人別帳―」」。 髙槻市域内にはこのような史料はまだ発「井ヶ田良治 「江戸時代初期の『戸籍』関]。 髙槻市域内にはこのような史料はまだ発

でも題すべき帳面に基づいて、キリシタンであったものなかったものを問わず、全住民の起請文の形式をと った悉皆調査がなされ、住民のなかからキリシタンを摘発してゆく方法がとられはじめたと考えられる。

タンを改宗したもの、キリシタン改宗者の子孫にまで監視は続けられ、藩から検使が派遣されたのである。 とられたいとしている[如HOIII]。依然キリシタン信仰を続けているものの摘発はもちろんのこと、キリシ さらにその書状は続けて板倉重宗が作成し自分が引き継いでいる宗門不定者で疑わしい人物を調査した帳面 分し、作兵衛の死去を確認し、近隣の浄土宗寺院で葬式も済ませたとの報告を確認したことを述べている。 あてた書状(年未詳)で、かねて隠れキリシタンの嫌疑をうけ、宗旨不定という処理をされ、庄屋と百姓に身柄 に、高槻藩内住民の名前のものがみえるといい、作兵衛については死去と明記するが、さらに入念な処置を が預けられていた高槻藩下音羽村の農民作兵衛が病死して、高槻藩で検使を派遣し下音羽村庄屋とともに検 また板倉重宗の後任として承応三(一六五四)年十一月から京都所司代となっていた牧野親成は 永井 直 清に た[イエサイト]]。しかし万治元(一六五八)年に高槻領内で一〇名ばかりの隠れキリシタンが摘発された[ホサヒオ]。 に転封となり入城し、幕閣に「結構なる地で、殊に取り柄もよく、別して忝じけないこと」と挨拶状を送っ このような信仰の統制政策は寛文年間(一六六一~七二)に寺譜制度として完成された。住民の住む村ごと 寛永十二(一六三五)年からキリシタン弾圧に手を染めてきた永井直清は、 慶安二(一六四九)年秋、 高槻

たのである。このようにして庶民生活に密接な関係のあった村々の寺院は幕府の宗教政策を実施し、住民を し、二年に一度、檀那寺は全住民の調査を実施し、「宗門人別帳」に作成して提出することが義務づけられ に檀那寺を決め、婚姻・旅行・住居移転・奉公などにあたっては檀那寺の証明書(宗旨手形)を 必 要 と した

支配する役割を担わされることとなった。

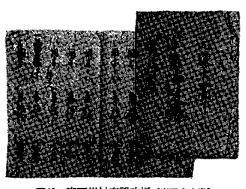
**雲寺を檀那寺にし、そこで寺請をし仏式による葬式を営みながら、なお強固なキリシタン信仰を続けた人々** このような制度が整えられたにもかかわらず、作兵衛の村であった下音羽村では、曹洞宗寺院であった高

が幕末にいたるまで存続したことが伝えられている。

富田の本照 明七(一四七五)年九月、門主運如が留錫し、いわゆる富田二十一日講も結ばれて、摂津国北 応永三十四(一四二七)年に本願寺門主存知によって創建されたと伝えられる 光照 、寺は、 文

部だけではなく山城鳥羽や河内の大ケ塚にまでその影響を及ぼすほど

寺勢をとりもどし、同寺住職は「坊主頭」の地位を保っていたが、光照けた。しかし次第に世情平穏となり信徒の信仰も回復してきた。 文禄はた。しかし次第に世情平穏となり信徒の信仰も回復してきた。 文禄のが釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町とが釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町とが釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町とが釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町とが釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町とが釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町という。その際に梵鐘が鋳造され、その鋳造にかかわった鋳物師の子孫が釜屋垣内を構成していたが、これが同寺門前の馬場岡町を吹屋町という。その際に梵鐘が鋳造され、その鋳造にかかわった鋳物師の子孫が釜屋垣内を構成していたが、光照に、しかいと、一向一揆のたかまりのなかでついに天文年間になっていた。しかし、一向一揆のたかまりのなかでついに天文年間になっていた。



写40 東天川村宗門改帳(森田家文書)

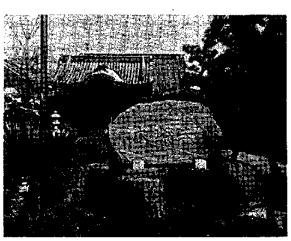
同本真子のみなことのではませいとと子の分属とのに 果たせず元和七(一六二)年のは別に隠棲し、表向きの をかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に がは本寺たる西本願寺に移されてその保管となり、門徒の なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に のがは本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に がは本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に がは本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に のがは本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に なかにも本寺に直に属するものも出、末寺との縁も次第に

平康信とも昵懇となり、光照寺再興への力添えを請うことで、 ことのある浪々の武士田中長兵衛入道休古が、後室の後見ことのある浪々の武士田中長兵衛入道休古が、後室の後見にとのある浪々の武士田中長兵衛入道休古が、後室の後見にとのある浪々の武士田中長兵衛入道休古が、後室の後見でをも勤めながら富田に居住することとは間違いない。 しかい 東西 切れていった。この背景には慶長七 (一六〇二) 年の 東西 切れていった。

となった。そして遂に寛永十九〈 ! 六四二〉年頃に、本願寺第十二世光照の第 三 子 円 従〈新発意・養寿院・良

従居屋が造営され、正保Ⅱ(一六四五)年十月、三○歳になっていた良は本願寺十三世光円(法名良如)と対面 教) が正尊の遺児良姫との婚姻の形で光照寺に入院することとなった。 西本願寺の全面的な支援のもとに円

し、光円の猶子となった。このとき田中休古は八四歳であったという。また同年十一月には円従と七人の坊



写41 本 照 寺(市内宮田町四丁目)

主衆との対面が行われたが、その七名のなかには浄皙寺(安満北の町)・常見寺(東五百住町三丁目)・円成寺

(京口町) などの住僧がいた。

には有馬温泉からの帰路、門跡光円が富田に立ちより一宿している。 信に挨拶をし進物を行い、同月十五日には松平康信が富田を訪れ、返礼した。少し後だが同年九月二十三日 市中城)のほか善永寺・正現寺・西光寺などであった。 同年三月九日に円従は高槻城に登場して城主松平康 常見寺・円成寺・慈明寺(現茨木市下穂積)・勝光寺(現茨木市水尾)・願正寺(現摂津市鳥飼)・常称寺(現茨木 婦、さらに富田にある禅宗普門寺・浄土宗清蓮寺、七名の坊主衆として円従と対面したことのある浄誓寺・ めたのは光照寺後室・良姫や後室と縁のある近江国佐々木氏の某、田中休古、宮田紅屋の清水市郎右衛門夫 正保三(一六四六)年正月二十五日、円従の富田入院があり、直ちに婚礼が行われた。入院に対して祝儀を納

仏照寺などの末寺・門徒に対し、本照寺に寄力するように命令が下され、年頭・中元や御馳走・御法事のと 摂津国島上郡・島下郡両郡内にある興正寺・光善寺・常楽寺・窓摂寺・恵光寺・明覚寺・定専坊・西光寺・ にいたった。光照寺の再興というよりも、新しい本照寺の成立といえるものであった。さらに同年二月には 十二日講を与えたのみならず、本願寺の勅号の一字を与えて、それまでの光照寺を改め本照寺と寺号される きには本照寺に参詣し、二季の御初穂は本照寺に進上せよとの指示がなされた。 門跡光円の弟にあたる円従の富田光照寺入院には、門跡自ら富田御坊の印を与え、本山門跡に属していた

本願寺派寺院万宣寺と福宣寺のもとに走り、ごく一部の川原門徒だけが正尊後室と良姫を離れず従前どおり 光照寺住持正尊が病死し、末寺門徒が分散したとき、諸国の川原門徒もその大部分が京都西六条にあった

中に異議が出たという[三二七]。 って本山に対する御礼銀を世間・川原道場一同として処理したため川原門徒 である。正徳三(一七一三)年に西本願寺坊官下間刑部がこの光円の定法を破 願事があるときは、常式の御礼銀にてこれを許すという申し渡しを行ったの は川原門徒にも以前同様本照寺に寄力すべきことを命じ、また本山に対して の馳走を続けるにすぎなくなっていた。円従の本照寺入院を機に、門跡光円

連署して万宣寺・福専寺に対して実行を求めたと本照寺に連絡してきている 思われる。この寄力化策が全国の全川原門徒・川原道場に対して打ち出され 実施されようとしたことを示している。この川原は未解放部落を指すものと 出されたとほぼ時を同じくして、川原門徒・川原道場に対しても寄力化策が と惣門徒中に対してその励行を促しているし[云雪]]、また下間仲虎ら坊官は たのかどうか明らかではないが、しかし万宣寺・福宣寺とそこに属する寺院 門徒の本照寺寄力化は円滑に進まず、 本願寺坊官下間仲胤は福専(宣)寺 島下両郡内の興正寺などに属していた末寺・門徒に本照寺寄力化策が打ち このことは正保三年正月二十五日に本照寺が成立し、翌二月に摂津国島上

万治三(一六六○)年正月の「河内国丹北郡更池村河原宗旨改帳」では川原

ている[『河内国見』]。寛文十(一六七〇)年七月の「更池村内穢多宗旨改帳」は二八一名すべてが万 宣寺 旦那 門徒二五三名のうち二一二名が万宣寺門徒、二七名が福宣寺門徒、一四名が金福寺門徒であることが記され 福宣寺末寺西教寺の旦那であるとしている[『宍田家]。 村光円寺・同国名草郡国分村浄願寺・同郡中村照福寺などの且那である以外、すべてが西本願寺下京都六条 五二)年三月の「和泉国和泉郡南王寺村宗門改帳」では下人五名が紀伊国那賀郡井坂村蓮葉寺・同郡 古和 る更池村領内河田称名寺の旦那であるとしていて[順]、本照寺を本山とは記してい ない。 また宝暦二(一七 であるとし[顧]、万延二(一八六一)年三月の「更池村領内河田宗門五人組人別改帳」では、 西本願寺末寺た

寺ではなく、西法寺・西教寺は万宣寺末寺であって、本照寺本山体制が画一的に成立していたわ けで は 記されている[度田『紀州史研究襲曹』第一三号]。 本市域内の浄土真宗本願寺派寺院のなかでもすべてが 本 照 寺 末記されている[渡辺広『紀州における慶長検地と]。 本市域内の浄土真宗本願寺派寺院のなかでもすべてが 本 照 寺 末 帳」によると伊都郡岸上村内に道場二軒があったが、そのうちの一軒である照光寺は本照寺末寺であると明 年に泉明寺の寺号が許されたという[『鄰路の歴史』]。また延宝五(一六七七)年「紀伊国伊都郡禿組分指出控 末寺となり、同五年に領内一斉に宗門改めが実施されたときには、領内で唯一のかわた寺と公認され、翌六 方、慶安三(一六五〇)年創建された安芸国福山藩三吉村の一向宗道場は、寛文二(一六六二)年本照寺

持の葬儀などの施行に当たって、各国内の末寺・門徒に対する急ぎの通達は門徒である未解放部落の連絡網を の結集によってだけ繋がっていたのではない。西本願寺宗主または その連枝 (宗主の兄弟のこと) で本照寺住

本照寺とかわた部落住民およびその部落の真宗寺院との関係は御馳走と呼ばれる財政的援助 を伴う 信仰

利用してなされるのである。天明六(一七八六)年六月十八日に 早 世 し た連枝闡悟(了智院法因)の葬式が そこから紀の川ぞいに西に回送され、八日午前十一時には那賀郡狩宿村に到達、那賀郡内をまわり野上村か 門徒あてであり、一通は丹波・丹後・但馬三国の僧侶・門徒あてである。二通とも六月六日の午前六時に富 執り行われることとなって、二通の回文が本照寺寺侍の名で 発せ られ た。一通は紀伊・和泉両国の僧侶 てその任務を果たしたのである。他方、丹波・丹後・但馬三国あての回状が、最後の丹波国氷上郡薮田村に るが、すでにふれた福宣寺末西教寺を旦那とする信田村も、この回状網には編成されていて、寄力門徒とし 巡邏賴入候」ととくに念をおされた紀伊・和泉国への廻状は、一一日間で回状としての役を果たしたのであ 大鳥郡塩穴村に到着して、あらかじめ定められていた村々への回状は終るのである。「与力門徒中村々早々 ら和泉国日根郡谷川村にいたり、十五日午前十時に和泉郡信田村(南王子村か)、 そして十六日午前五時頃に して一日で有田郡内をまわり、十一日午前十時に名草郡本渡村に到着、十二日の午前中に海部郡木之本村か ら次の有田郡庄村に向けて発送されたのは十日の午前一時という真夜中であった。庄村へは午前十時に到着 田から発せられたが、紀伊・和泉両国まわりの回文についていえば翌七日午前十時に伊都郡原田村に着し、

ていたものであろう。 の維持をはかっていたことは明らかであろう。そしてこのような門徒の組織化は本照寺成立以前からみられ とはいえないが、かなり広範囲な地域で成立をみていた未解放部落住民の連絡網に依存しながら、その教団 以上のことから本照寺は西本願寺の権威をかりながら、未解放部落の寺院や門徒を独占して支配編成した

到着したのは六月二十六日であり、その時にはすでに 葬式は 終っていた[四、三四五]。

道場屋敷」(三筆・計四畝二二歩)がみえ、 さらに第九分冊として 地年貢免除の扱いをうけてきたと注記されている[ュー「i]。文禄三年の「富田村検地帳」は全九冊という尨 大なもので、そこに「教行寺」の 記 載 は ない が、第四分冊に「道場屋敷」(一筆・八畝一五歩)と「西富田 っていて、この屋敷地年貢免除についての証文はないが、文禄三(「玉九四) 年の太閤検地に当たっても屋敷 延宝五(一六七七)年の「富田村検地帳」には教行寺屋敷地一反二畝二七歩の年貢一石五斗余が 免除 にな

「富田内新家屋敷方検地帳」では「道場屋敷」(二年・計1反二〇巻)と念仏堂の「けんしやう屋敷」(一等・一畝一〇歩)がみえる場で、このうち第四分冊にみえる「道場」「西富田道場」と記載されている屋敷分を合算すると(四筆分)、ほぼ延宝五年段階の数されている屋敷分を合算すると(四筆分)、ほぼ延宝五年段階の数されている屋敷分を合算すると(四筆分)、ほぼ延宝五年段階の数されている屋敷分を合算すると(四筆分)、ほぼ延宝五年段階の数では「道場屋敷」(二年・計1反二〇本のある。

撃をうけ教行寺(富田道場)は焼失した[mt]。 天文五年十月、撃をうけ教行寺の富即であったという。しかし天文元(一五三二)年十二が教行寺の草創であったという。しかし天文元(一五三二)年十二大谷廟が破却され、蓮如が近江国近松に難を避けていたとき、管大谷廟が破却され、蓮如が近江国近松に難を避けていたとき、管



写43 大谷本陶(京都市東山区)

管領細川晴元より富田坊再興の下知が出たことをうけて、閏十月に富田庄から富田教行寺再興の目途が立 たことを祝って両種三荷が、証如に届けられている[|||三五]。このようにして、近世初頭にかけて再興は着々

と進められていたと思われる。

明らかでない。正保三(一六四六)年の本照寺成立をめぐる出来事は富田の浄土真宗派寺院にとってはきわめ て重大なことであったが、「本照寺由緒略記」には教行寺に関する記録はない[三二七]。 万治三 (一六六〇)年 教行寺も列席している[[本願寺]。 三月、宗祖四百回遠忌にさきだって宗主良如が大谷廟に仏殿を再築したときの慶讚の式には本照寺とともに しかしこの教行寺が本照寺とは異なって本願寺大谷派(東本願寺)に属するようになった経緯に ついて は

に承応三(一六五四)年七月で、隠元は六三歳であった。隠元は翌明暦元(一六五五)年正月には 長崎 の崇福 中国明の黄檗山の鑑源について僧となり臨済宗の宗風を究めて経山寺の住持となっていた隠ぷ 元隆琦は長崎の興福寺僧逸然に招かれて、大眉性善ら三〇名の弟子を伴って日本に来た。時代をきてい

ら帰洛した妙心寺僧竺印祖門から隱元禅師が長崎に来たことを知らされ、富田の普門寺に招くことを思い立 その頃、京都妙心寺派の普門寺僧として禅風の振興に努力していた龍渓宗潜(性潜)は、 たまたま西国か

修行を積んでいたが、その頃明に渡って高僧を尋ね禅を究めようと思い立ちながらも、幕府の鎖国政策にわ 龍渓は京都の生まれだが、一六歳の時に普門寺で得度した。そして一九歳の時から諸国の禅寺を邇歴して

った。

寺に移り住んだ。

ざわいされてそれが果たせないでいた。隠元禅師来日の報は龍渓にとって年来の素願がかなえられる絶好の

に妙心寺・龍安寺に寄付されていたし[||九|||]、 翌五年七月に普門寺は 新庄 直頼 から、 か明らかではないが、竺印が京都所司代板倉重宗に隠元禅師を京都に招くことについて内諾をえて江戸に赴 しかった。普門寺の禅苑内での地位回復と禅風全体の刷新を普門寺からという意図が最初からあったかどう らかだが、戦国時代に管領細川晴元とゆかりのあった伝統と比べてみたとき、その宗門内での凋落ぶりは著 妙心寺・龍安寺と諸事一等であるという豊臣秀吉の下知が与えられてきているとの 書状 を 受け とっている 、文書 ]。 文禄三年の「富田村検地帳」から普門寺の村落寺院としての経済的基礎が築か れてい たことは明慶職号。 文禄三年の「富田村検地帳」から普門寺の村落寺院としての経済的基礎が築か れてい たことは明 普門寺のある富田村は大村だが、その内の二○○石が割かれて、豊臣秀吉により文禄四(一五九五)年七月 前々から普門寺は

いていたこともあり、龍溪は 妙心寺僧禿翁妙周とともに幕 府に対して隠元禅師を普門寺 に迎えたいとの願を出したの である。幕府では評定所の協 議を経て、その願を允許する ことになったのである。その ことには当時作事奉行であった



写44 隱元禅師座像(慶瑞寺所蔵)

の粗末さを記している[慶瑞寺]。 寮舎の区なし、破屋数椽、鑱に風雨を庇ぐ」と謙遜はあるにしても、普門寺 法運復古、仏日回光、所謂優曇華の時一に現ずるが如きのみ、欣幸何をもっ によって長崎に届けられたのである。そのなかで龍渓は「豈知る、而して今 て明暦元年林鑓(六月の異名) 吉旦の日付を記す龍渓の隠元禅師請帖 が 竺 印 祐・松平重次の両名、さらに代官五味豊直に伝えられた[イント||||四]。 かくし 代板倉重宗、長崎奉行の甲斐庄正述・黒川正直の両名、大坂町奉行の曽我近 牧野成常から明暦元(一六五五)年六月一日付の書状でもって前の京 都 所 司 て量る」とその喜びを述べるとともに、「吾普門の如くんば、殿堂の設なく、

月十二日には重宗自ら普門寺を訪れ、忍んで来訪するものは制限しながら接 接し門外に出ることが阻まれていて、竺印がその緩和を板倉重宗に説き、十 上陸し、普門寺に入ったのである。普門寺での隠元は幕府からの指示で人に する程度のことが許されたのである「教史』近世篇三 ]。 八月九日隠元は長崎を発し、九月五日大坂川口に着き、淀川を少し遡って

道祖澄・南山祖團らに請われて慈雲山普門禅寺を開堂すると述べている。しかしなお幕府の警戒心は解けず、 した疏のなかで、板倉重宗を大檀越とする普門寺僧龍溪宗潜や竺印祖門・拙 隠元禅師が普門寺開堂を行ったのは十一月四日のことである。そのとき示



写45 隱元扶持米謂取状(慶璐寺文書)

たのである[前掲書]。

があったが、竺印は近くの真宗寺院に宗祖親鸞の祥月詣りに集まった人びとが中国人見たさに立ち寄ったに 数千の群集が押し寄せて隠元を見たとの報が板倉重宗の耳に入ったとき、重宗はこれを竺印に難詰したこと

すぎないと返答したという。

明暦二(一六五六)年正月三日付、永井直清あての酒井忠勝書状には次のように 述べている[三|六五]。 ざる由、その意をえしめ候、唐僧(隠元のこと)は第一行戦作法正しく候、その上学問のたけ事の外大才に候間、日本僧(他化) 隠元禅師の儀、具に申し越され承わり居き候、世間ニ而色々不審を立て、取り沙汰仕り候へとも、善悪の儀一切知れ申さ その頃、高槻藩主永井直清も富田普門寺の隠元禅師の動静について監視を続け、幕府に報告をしていた。

流れる根源だとみている。 永井直清は隠元禅師について善悪は判断できないと評価を避けているが、 むしろ禅学において劣る日本人僧が誹謗中傷じみた言動をなすことが、隱元禅師に対するよからぬ噂が 酒井忠勝は隠元禅師を高く評価

の叶はざる者いやかり候て、万事の儀取り沙汰仕るべきと存候(原漢文)

必要とし、また普門寺へ日本人僧が集うこと二〇〇人までは認めるなど、大幅にその自由を認めるにいたっ 所へは一○日ないし二○日間に限って滞在することを許し、それ以外の土地に赴くときは寺社奉行の許可を 身も帰国したいとの気持を漏らしたが、龍渓の説得により思いとどまることがあった。そのような中で龍渓 は幕府に対して隠元に対する警戒を解くよう奔走し、ついに七月になって京・奈良・大坂・堺・大津の五カ このようななかで明暦二(一六五六)年四月に、中国の黄檗山の法僧から帰国を促す 書状 が 来 た。隠元自

らに寺社奉行の松平正信・松平勝隆などである。松平信綱・酒井忠勝をはじめ久世広之・稲葉正則・牧野成常、さ訪ね、隠元慰留について懇請することがあった。訪ねたのは老中は慰留に努め、このことを幕府に上申し、自身江戸に行き幕閣を明暦三年正月に隠元はふたたび帰国の希望を漏らしたが、龍溪

に伴われて江戸にゆき、妙心寺末の湯島天澤寺に居て、十一月一(一〇八扶持分)が支給されることになった。慶瑞寺には万治四(一六六一)年正月・二月分二九石五斗を富田庄から請け取ったとする万治三年十二月十五日付請取状(案文)が残されている。とする万治三年十二月十五日付請取状(案文)が残されている。たける万治三年十二月十五日付請取状(案文)が残されている。 に伴われて江戸にゆき、妙心寺末の湯島天澤寺に居て、十一月一四石五斗結果となり、隠元禅師に対する扶持米月一五石ないし一四石五斗結果となり、隠元禅師に対する理解をさらに深める龍渓のこの努力は幕閣の隠元禅師に対する理解をさらに深める龍渓のこの努力は幕閣の隠元禅師に対する理解をさらに深める



写46 慶 瑞 寺(市内昭和台二丁目)

しばらく普門寺での生活が続いたが、酒井忠勝の肩入れもあり、将軍家綱は隠元弾師のため一寺を建立す

し、十二月十四日に普門寺に帰着したのである。江戸滞在中に隠元禅師は酒井忠勝が催した父忠利三三回忌 日には将軍家綱に謁し、大老酒井忠勝などに会見して、幕府からの信頼をえた。そして十一月末に江戸を発

法会を修した「対籍之財」。

なものであった。

万福寺納所となっていて[糜喘寺]、寛文元年の万福寺建築中から、普 門 寺 に いる隠元禅師以下は万福寺僧を る隠元禅師に対する扶持米の請取状(案文)で寛文元年八月二十七日付のものは、その署名がすで に黄檗山 の弟子は、苦労の多かった普門寺を離れて宇治の万福寺に移り開堂を行ったのである。慶瑞寺に残されてい 始され、黄檗山万福寺と称されることとなり、翌二年二月に法堂が成り、さらに翌三年正月、隠元禅師とそ ることを明らかにし、龍渓の奔走もあって宇治に寺地が選ばれた。寛文元(一六六一)年五月から 工事 'nΣ

名乗っていたことは明らかである。

寺、上田部の広智寺、岡本の法圓寺は高槻市城内の黄檗宗寺院として、隠元禅師の余蔵を残しているのであ り、妙心寺末寺として継承されたが、龍渓が住持となったゆかりの廢瑞寺は万福寺末寺となり、郡家の久安 に宇治で病没した。世寿八二。示寂の前日に大光普照国師の号が与えられた。 る。隠元禅師は万福寺を黄檗の禅風を挙揚する拠点に仕立てあげ、 寛文十三(一六七三=延宝元)年四月三日 隠元禅師一行の去った普門寺は、隠元禅師をめぐる大きな政治と宗教の世界からやや取り残された感はあ

情を容れない厳しい手段をとったことから範をとった公案の一つであるとされている。その和歌は次のよう 渓に与えた。「徳山入門便棒」とは、中国乾明寺の禅僧徳山宣鑑が禅を問うて集まる人々に対し、寸亳も人 ことがあったといり。そのとき、後水尾法皇は「徳山入門便棒」について詠じた和歌を懐紙に自ら書き、龍 渓宗濬(性蓍) 三(一六五七)年頃、後水尾法皇から召され、仙洞御所内殿において禅要 を説 き 激賞される 隠元禅師を普門寺に招き、隠元禅師のため黄檗山万福寺の創建に尽力した龍渓宗潜は、

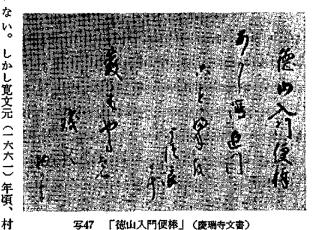
## あかし潟 迫門こすふねを らつ浪に

厳もやまも 残る物かは

禿翁とともに隠元禅師を伴って江戸に下るのであるが、この隱 めなければと考えていた時期である。翌万治元年九月、龍渓は 滑を欠いていったのである。 に近いものであっただけに、龍渓と妙心寺との関係は次第に円 という主張であった。この竺印の主張は妙心寺全山のほぼ総意 といえども、その召しにより動くことなどがあってはならない していた竺印と意見が対立した。竺印は名僧たるもの国王大臣 元江戸下向について、それまで隠元のことで一緒になって奔走 その頃、龍渓は隠元禅師に対する幕閣のいっそうの理解を深

寺(景瑞庵)があったが、江戸時代初期には無住で廃庵となって く受けたが、そのときには宇治に黄檗山万福寺を造営する工事が始められていたときであり、景瑞庵を妙心 内の景瑞庵檀徒が協議して普門寺の龍渓に寺庵を寄せ、その再興を請うたのである。龍渓はその申し出を快 いた。 文禄三(一五九四)年の富田村検地にもその姿を現して い 富田村には持統天皇八(六九四) 年に道昭開基と伝え る 景 瑞

寺末寺として再興するのではなく、寺号を慶瑞寺と改め、万福寺末寺としてその興隆が企てられることとな



写47

元禅師に対する並々ならぬ渇仰をみることができると同時に、妙心寺の教線伸長策との間に微妙な乖離が生 った[然記念物・第二冊]。 慶瑞寺と寺号を改め、万福寺末寺として新生を計ろうとする龍渓の意識のなかに、った[大阪府史蹟名勝天]。 慶瑞寺と寺号を改め、万福寺末寺として新生を計ろうとする龍渓の意識のなかに

まれつつあったことも否定できない。

の法嗣として明確に位置づけなおし「性潜」と改めたと思われる。 った偈には、「宗潜」と自署して、妙心寺派僧として得度した時の名を使用しているが、まもなく隠元禅師 寛文二(一六六二)年龍溪と隠元禅師との最大の理解者の一人であった酒井忠勝が死去したとき、龍溪が贈

た。内親王の法号を照山元瑤といい、修学院村の林丘寺を開創した方である。 寛文四(一六六四) 年正月には後水尾上皇の要請により龍渓は近江国日野の正明寺の住持となり 再興 に 尽 「正明寺」の自筆の勅額が与えられた。さらに翌五年十一月八日、光子内親王受戒の 戒師 をつ とめ

与えて、禅法を受けたことに対する満悦の気持を伝えている。その勅書も慶瑞寺に伝存しているが、そのな 供したが、その版はいまに慶瑞寺に伝えられている。翌七年十一月七日、後水尾法皇は自筆の勅書を龍渓に 林承章は召されていない[第六]。 同十一月には心経の要義を説き、「心経口譚」(一巻)を撰して 叡覧に できるという悟りの境地に深まることができて、初懐を満たし歡躍に堪えないところである。そこで宸翰を なかった。しかし最近、龍渓を召して禅要を咨詢することによって、今や話頭を取って自心を證することが かに、「これまで多年にわたって禅を求めて苦心してきたが、得たものは自心に疑って話頭を辨ずるに過ぎ て斎が供された。導師は照高院官道晃法親王であり、後水尾法皇とごく親しい関係にあった金閣寺住持の鳳 寛文六年三月、龍渓は天寿山資福寺に転住。同年八月には後陽成天皇五〇周の大忌に当たって内殿にお 「開麇」と題されて現在も東山文庫に保管されている[並言を 寛文九(一六六九)年九月二十日に龍渓は、後水尾法皇から 寛文九(一六六九)年九月二十日に龍渓は、後水尾法皇から ではまり、動版として刊行するため序文まで書いている。 では後水尾法皇に対する禅についての進講は、龍渓が でぬまで続いた。龍渓が進講した「臨済録」・「円覚経」・ でぬまで続いた。龍渓が進講した「臨済録」・「円覚経」・ でぬまで続いた。龍渓が進講した「臨済録」・「円覚経」・ でぬまで続いた。龍渓が進講した「臨済録」・「円覚経」・ でぬまで続いた。龍渓が進講した「臨済録」・「円覚経」・ でいる。また龍 のよさは法皇自身の手で書き留められている。 は渓が がある。などは法皇自身の手で書き留められている。

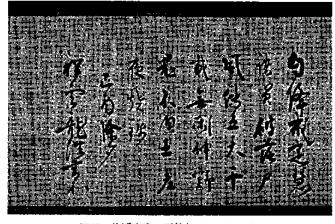
流失するという災害に遭遇し、それにまきこまれて遂に溺死禅を説いていたが、たまたま暴風雨のため川が氾濫し人家が寛文十年八月、大坂の檀越の招きによって九島院に行って近世篇二〕

や」との偈を作ってこれを退け、ついに濁流に吞まれたという。時に歳六九〔数史』近世精三〕。 遺骸はその日

龍渓は「生死は数なり、

豈逃げる べけん

した。その時、同行していた弟子の拙道祖澄は避難を促したが、



写48 龍溪和尚七言絶句(慶瑞寺文書)

尾法皇の尊牌が安置してある。滋賀県の正明寺には龍渓の肖像が置かれている。 納められた。 それが後水尾法皇寄進の慶瑞寺昭堂(開山堂)の龍渓衣鉢であり、 そこには龍渓の木像や後水 に慶瑞寺に運ばれ葬儀が行われた。真骨は黄檗山万福寺の万松院に納められ、この慶瑞寺には龍溪の衣鉢が っては三反六畝一八歩の屋敷地免除された堂々たる慶瑞寺として登場してくるのである[近世円]。 文禄三年の富田村の太閤検地には姿をみせなかった景瑞庵も、延宝五(一六七七) 年の富田村検 地 に 当た